

令和2年玉村町議会第4回定例会会議録第3号

令和2年12月3日（木曜日）

議事日程 第3号

令和2年12月3日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
6番	柳沢浩一君	7番	石内國雄君
8番	高橋茂樹君	9番	浅見武志君
10番	久保留美子君	11番	宇津木治宣君
12番	備前島久仁子君	13番	三友美恵子君

欠席議員（1人）

5番	渡邊俊彦君
----	-------

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

○開 議

午前9時開議

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、3番原利幸議員の発言を許します。

〔3番 原 利幸君登壇〕

◇3番（原 利幸君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番原利幸でございます。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、来年度予算についてということで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、社会に大きな変化が起きています。経済活動は思うに任せず、民間企業では経営が苦しくなっているところも多々あります。感染防止のため新しい生活様式が推奨され、様々な自粛が必要とされています。玉村町では、ふるさとまつり、町民体育祭、産業祭など多くの人たちが集うイベントが軒並み中止となっています。活気がなくなり、大変残念です。このような状況の中、来年度の予算編成について、町はどのような対応を考えているのか、以下の点につき問います。

（1）番、花火大会、ふるさとまつり、町民体育祭、産業祭は実施する予定なのか。

（2）番、各区では独自にイベントを行っています。納涼祭や地区運動会など、来年度はぜひ実施してもらいたいと思います。区が判断するための基準を町は提供する考えはありますか。

（3）番、コロナ禍により、上記以外の大きな事業（イベント）で実施されなかったものは何か、それぞれ担当課に伺いたいと思います。来年度は実施する予定はあるのか。

大きな2番、区長要望への対応について。玉村町には25の行政区があり、それぞれ区長が区を代表しています。町の仕組みとして、区長が要望を出すことが認められています。このことについて以下のとおり質問いたします。

（1）番、区長からの要望は多岐にわたります。区長要望は、どのような内容が多いのでしょうか。

（2）番、区長要望はどのように優先順位をつけ実行され、または実行されずにいるのか。

（3）番、自助、共助、公助を区と行政の関係に置き換えると、区長要望の中には区でできるもの（自助）、区と町でできるもの（共助）、町でしかできないもの（公助）があると考えますが、自助、共助、公助についての町の認識を伺います。

大きな3番、都市計画について。今後策定されると思われる都市計画マスタープランは、10年後、20年後を見据えた計画になると思われます。以下の点につき問います。

(1)、玉村町の20年後、町長はどのようなビジョンを持っているのか、もしくはビジョンは必要ないと考えているのか。

(2)番、東毛広域幹線道の沿線開発は、多くの人たちが必要と考えています。特に沿線住民としては、商業施設や住宅地が近くに欲しいという話を聞いています。両水跡地から東に向かい、南玉公民館までの区域が商業集積や新しい住宅地の候補としてふさわしいと考えていますが、どうでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。原利幸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、来年度予算についてお答えいたします。まず、花火大会につきましては、これまでも花火大会実行委員会を組織して、大会の開催を協議してまいりました。来年度の花火大会について、11月26日に花火大会実行委員会を開催して、委員の皆さんに現状と今後の可能性について説明し、様々なご意見をいただきました。実行委員会では、まず東京オリンピックが現時点では開催されることとなっており、今年度と同様に警備員の確保が懸念されておりましたが、警備会社3社に確認したところ、全ての警備会社からご協力いただけるとの回答があったことを報告し、またコロナ禍の経済状態では、各企業から頂いている協賛金について例年どおりの金額を頂くことが難しいと思われる旨も報告いたしました。その上で、来年度の花火大会につきましては、7月17日の土曜日を開催日とすることで可決いただきましたが、現在のコロナ禍の状況が来年の夏も続いているようであれば、例年同様の花火大会を開催することは困難であるとも考えており、規模の縮小、または開催形態を変更することも検討する必要があると認識しております。

花火大会の実施につきまして、コロナ禍の状況を注視しながら、来年3月までに開催の方法や開催の可否も含めて、実行委員会に諮りながら決定してまいりたいと考えております。

次に、ふるさとまつりについてですが、昨年ふるさとまつりを開催したときに参加いただいた各団体に対しまして、来年度のふるさとまつりについてのアンケートを実施したところであります。現在アンケートの集計結果に基づきながら、町としての考えをまとめている作業中であり、まとまり次第、祇園祭を開催している上下新田地区にも投げかけて協議していただき、来年度の開催について実行委員会にも諮りながら決定してまいりたいと考えております。

次に、町民体育祭につきましては、来年度の町民体育祭を開催するに当たり幅広い意見を反映させるため、検討委員会を設置しました。去る11月に第1回目の検討委員会を開催し、各委員から様々なご意見を頂戴したところです。検討委員会としては、対抗戦となっているブロック間の人口格差や

少子高齢化による参加者を集める困難さ、内容がマンネリ化していたりという状況も認識しつつ、イベント等における感染拡大防止ガイドラインを遵守し、社会情勢や時代の流れ、新型コロナウイルス感染症の状況等を的確に見極め、実施する方向で考えています。今後事業内容や感染防止、予防対策等について関係団体と意見交換しながら、新規事業への転換も含めて協議してまいりたいと思います。

次に、産業祭についてですが、今年度はやはり新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止策の確保が難しいことから、実行委員会において中止と決定しました。農作物への感謝や、町内商工業者を知っていただく機会として楽しみにしていただいている方々もいますので、来年度はできれば開催したいと考えております。いずれにいたしましても、来年度の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、それに伴う社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく警戒度を参考として、町やそれぞれの実行委員会において判断する必要があるものと承知しております。

次に、各区が独自イベントを開催する際の判断基準の提供についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、感染状況が常に変化しており、その都度国の感染症対策分科会等において現状を分析し、対策等が審議されております。群馬県においても、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、専門家の意見も交えた検討を行い、県独自のガイドラインによる危険度に基づいた要請を行っております。玉村町においては、町独自の基準等はありませんので、基本的に国や県の基準や要請に準じて対応することになります。そのため、それらの基準を各区に周知し、それに基づいた対応をお願いしているところでございます。

基本的には、ガイドラインの基準を満たすことを前提とし、イベントの内容や参加者の構成、開催場所等を考慮して、開催の可否を決定することになるかと思っております。それぞれの行事で内容や対象も異なりますし、地域や個人によって新型コロナウイルス感染症に対する認識や考え方が異なりますので、それぞれの区において区民のコンセンサスを得ながら進めていくことが重要であると考えます。

次に、上記以外の大きな行事等で、今年度新型コロナウイルスの影響で実施されなかったものにつきまして主立ったものを列挙しますと、人権・男女共同参画講演会や拉致問題講演会、玉村町民の日記念イベント、戦没者追悼式、町民避難訓練、クリーンセンター見学会、健康まつりや食育まつり、健康ウォーキング大会、文化センターまつり、音楽フェスティバル、総合芸術展や芸能発表会等が挙げられます。これら以外にも開催できなかった事業が数多くございますが、まずは来年度実施する方向で準備を進めつつ、今後の新型コロナウイルス感染症の動向や国、県のガイドラインを注視し、開催の可否や開催方法の見直し等を検討したいと考えております。

次に、区長要望への対応についてお答えいたします。玉村町におきましては、25の区等があり、それぞれの代表者に行政事務の一部を委嘱しております。その中に住民からの要望の取りまとめに関することがあり、それに基づいて要望等を提出していただいております。まず、区長要望の内容につきましては、道路や水路の修繕に関わるもの、除草や防草に関するもの、カーブミラーなどの安全対策に関わるものが多く、特に土木に関するものが多数を占めております。区からの要望につきまして

は、所管する担当課が区長から直接話を聞き、現地を確認した上で、公共性や緊急性を重視して優先順位をつけ、予算の範囲内において優先順位の高いものから実施しております。また、道路の穴のように危険性、緊急性が高いものについては、できる限り早急に対応しております。全ての要望に対応できればよいのですが、その年の予算の関係や技術的に施工が難しいケース等、様々な要因で実施できない場合は、翌年度以降に引き継いでいる状況でございます。

次に、区長要望における自助、共助、公助についてお答えいたします。各区における要望については、その内容や規模等様々なものがあります。具体的に自助、共助、公助を明確に分ける基準はございませんが、道路や水路の補修、カーブミラー等の安全施設の設置等、町が維持管理しなければならない公共施設に対する土木工事等については、町が実施すべきものであると考えます。そのほか各地区で実施しているものにつきましては、環境美化運動等で実施する水路清掃等がございます。また、地域の公園等の除草につきましては、地域のボランティアさんが実施するケース、地区の団体が町から委託を受けて行うケース等もございます。基本的に公共的なことは公助が基本であると考えておりますが、内容によっては自助、共助についても取り入れていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、限られた予算の中でそれぞれの区の要望を解決していかなければなりませんので、それぞれの実情を考慮した上で、地域の課題の解決に取り組んでまいります。

次に、都市計画についてお答えします。初めに、私の考える玉村町のビジョンについてお答えします。玉村町は、高崎市、前橋市、伊勢崎市、藤岡市に囲まれ、これまでベッドタウンとして発展してきましたが、平成17年をピークに人口が減少し、今後もさらに減少が進むと予想されております。そのような中で、玉村町が20年後も玉村町らしさを失わずに発展していくためには、まち・ひと・しごとの創生が重要であると考えています。高崎玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路などの優れた交通利便性を生かした産業団地誘致や、首都圏などとの交流機会を創出する観光施設の整備活用、ふるさとを感じさせる上毛三山の眺望と緑豊かな田園景観、そういったものが調和し、暮らす人、働く人が安心して生活できるような未来に希望が持てる町、それが私のビジョンです。

次に、両水跡地から南玉公民館までの区域における商業集積についてお答えします。両水の跡地及びその西側の約5,000平方メートルにつきましては、浅見議員にお答えしましたように、両水の跡地という条件をうまく活用できるよう、県の関係機関との協議、相談や、町が目指す土地利用方針や農地保全の考え方などの整理を行いながら、可能な土地利用を考えていきたいと思っております。まずはそれを優先することとし、両水跡地から東に関しては、私のビジョンの中で申し上げた調和を考慮しながら、整理していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず、イベントについてなのですが、思えば今年の頃は、花火大会は中止にするよという話で多

くの議論が交わされていたのかなと思うのですが、花火大会中止の理由としては、東京オリンピックの影響による警備員が確保できないというようなことと、あとふるさと創生基金が底をつきそうだから、だんだんそういうイベントができなくなるのだよというようなことだと思えます。そういう話だったのですけれども、そのうちに町長が替わりまして、花火大会やるよというような話になった。でも、新型コロナウイルスの影響が3月ぐらいから出始めて、結局は東京オリンピックが延期されて、新型コロナの影響であらゆるイベントが中止になっているのが現状でございます。これらのイベントというのは、実際に中止になってみると本当に寂しいです。毎年当たり前のように実施されていて、それに慣れていたのですけれども、逆に運営が煩雑なので、手間がかかる分、負担のような感じがしていましたけれども、今回のこの半年ぐらいを通していろんなものが中止になった。実際にそれを経験してみて、必要性というのが本当によく分かりました。

今回のように感染症による中止だったり、自然災害の影響による中止だったり、今後もいろいろある可能性はあるのですが、それ以外には基本的には絶対に開催すべきイベントだと思っております。お金がないから花火大会ができないという次元のものではなくて、もっと逆に花火大会を中心に考えて、今後も確実に開催することを優先して予算化して行ってほしいと考えていますけれども、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今原議員のおっしゃるとおり、夏の風物詩としての例えば花火大会です。これ、一度中止せざるを得なかった状況があるわけですが、中止してみて分かった。それから、このコロナで全てのイベントが駄目になったとき、たしか10月ですか、言ってみれば30万円程度でカンパを集めてやった5分程度の花火が結構心に響いたという人はたくさんいますので、そういう意味においてやはり気持ちを1つにさせるものというかな、そういうものとしての花火の意味はあると思います。ほかのイベントも、そういうものが別の角度を見てあると思いますので、これは継続していくというのは基本的には大事なことだと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 花火大会を実施するに当たって、どこからお金を出すかということ、ふるさと創生基金というのを使っていたかと思うのですけれども、それは1億円積み増しましたから、しばらくは大丈夫なのかなとは思っているのですけれども、何か手法として、そんなふるさと創生基金云々よりも、一般会計として確実に出せるような形にできないものかなと思うのですけれども、それはいかがですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 原議員ご指摘のとおり、今現在花火大会、それからふるさとまつり、産業祭、そういったものについてはふるさと創生基金のほうを使って事業を行っております。そのふるさと創生基金のほうが大分少なくなってきたということで、その在り方についてどうしようかということかなというふうに思います。

どうしても必要な事業ということで継続していくということであれば、特に基金が終わるからその事業を終わりにするというのではないのかなというふうに思いますので、それについては今後の事業の進め方ですとか、そういったものも含めながら、また検討していく必要はあるのかなというふうには思っています。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） では、ふるさと創生基金がなくなったからできないということにはしないと、いうことで解釈させていただきます。

町の予算で一番大きなウエートを占めるのは、いわゆる民生費というジャンルです。町の施策として、高齢者の方たちとか子供たちを守るとか、社会的な弱者に手を差し伸べる、こういうのを最優先するのは当然なのですけれども、それをやった上で玉村町に実際に住んでいる人、暮らしている人、仕事をして働いて納税をしてくれている多くの住民の方たち、実際に町を支えてくださっている方たちに楽しみの場所というのを提供する。これも非常に重要だと思うのです。総合計画にもありましたけれども、「暮らすなら、ここがいい。」と感じてもらえる。これは、大多数のそういったきちんと働いて納税してくださるような方たちに対して楽しんでいただけるようなイベントを今後もお願いしたいと思います。

次に、(3)番の今回実施されなかった事業です。先ほど町長いろいろ挙げていただきましたけれども、実際にやらずにいたら案外問題がなくて、今後も必要がないと感じたものがあつたら、是非各課から教えていただきたいのですけれども、自主的にといっても手が挙がらないかと思っておりますので、指名させていただきますが、生涯学習課から。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 特にやらなくてよかったものというのはありませんが、やりたくてもできなかったという総合芸術展とか、そういうふだんの活動の発表の場として設けてあるのですが、そのふだんの活動ができていなかったというのが最大の中止の理由になると思いますので、コロナもあるということで、人を集めるのがというよりも、通常の活動がちょっとままならなかったというか、そういうのが大きかったかなと思いますので、そういうのが再開できれば、そういう発表の場は必要だと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

[3番 原 利幸君発言]

◇3番(原 利幸君) みんな今後も必要な事業だということですね。

では、隣、学校教育課もお願いします。

◇議長(三友美恵子君) 学校教育課長。

[学校教育課長 高橋幸伸君発言]

◇学校教育課長(高橋幸伸君) 今年やろうと思って企画したものができなかった子ども議会や子ども会議等があるので、ぜひ始めたものなので、来年度以降も、形は変えるかもしれませんが、続けていきたいというふうに考えております。

◇議長(三友美恵子君) 3番原利幸議員。

[3番 原 利幸君発言]

◇3番(原 利幸君) 切りがないので、やめますけれども、先日の宇津木議員の質問の際、来年度予算について町長に問うていたのですが、石川町長には自分のカラーを出していくことを期待していると、宇津木議員はおっしゃっておいりました。町長は、広い範囲で大胆な見直しをしていくような趣旨のことを答弁されていたと受け取ったのですが、今回多くの事業、イベントが中心になったことによって、その影響がどう出ているのかを検証して、ちゃんと検証して、やめるべきものはやめるという決断をしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長(三友美恵子君) 町長。

[町長 石川眞男君発言]

◇町長(石川眞男君) 今年度中なので、その渦中にありますので、それを検討するにはやっぱりそれなりの時間がかかると思うので、それを反映するのはむしろ来年ではなくて、再来年になってしまうかもしれないです。そういう意味では。石川カラーと云って、それはもうそんな明確なものではなくて、やはりこれまで玉村町が歩んできた道を、今度は未来に対してどういった形で、言葉で言えば優しい町にしていく。今度の第6次総合計画では、「暮らすなら、ここがいい。」という言葉ですけども、そういう言葉に表せるように、優しい町にしていければ選ばれるのではないかと。とにかく高崎市、前橋市、伊勢崎市という大きな都市の中でもまれながら、補完の関係でいながら、非常に人口の交流は多いですから、そういう中でその3市とこの町を比べることができる人がたくさんいるわけです。そういったことから、玉村町は合併していない小さな町だけれども、優しい町だねと、暮らしを大事にしている町だねということが分かってくれば、玉村町が選ばれて、人口減少に歯止めがかかるのか、そういったことにもなると思います。そういう意味において、対策は考えていこうと思っていますので、よろしくをお願いします。

◇議長(三友美恵子君) 3番原利幸議員。

[3番 原 利幸君発言]

◇3番(原 利幸君) 分かりました。来年度の予算についてというタイトルで質問をしております

ので、一応お金のことも聞いておきますけれども、来年度予算の財源です。まだ途中なので、よくは把握できないかと思えますけれども、例年どおり一般会計で110億円程度の予算が編成できる見込みがあるのかというのは非常に心配です。事業サービスが住民に行き渡らないということになりますから、コロナの影響で少なからず税収の減は避けられないような印象を持っていますけれども、実際の町税の徴収状況、感触はどんな感じになっていますか。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 質問にお答えします。

町税の今年度の徴収状況でよろしいでしょうか。今年度9月末現在で、玉村町の町税全体の現年度分の徴収状況でございますが、調定額が45億5,403万3,000円ということで、そのうち収入額が29億646万7,000円という形になっておりまして、徴収率のほうは63.82%ということで、前年よりも若干よくなっております。前年が63.34%ということで0.48%ほど。ですから、コロナの影響があると言われておりますが、今年度については前年度よりもいいような状況にはなっております。ただ、来年度につきましては、いろいろ状況が変わっておりますので、減収になるように考えております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） まだ影響がそれほど出ていないというようなことだと思いますけれども、一般会計の予算110億円程度というのは、住民サービスとか、町の運営に必要なだからその金額になっているのだと思うのです。

もし町税の税収が減った場合、110億円程度の予算が組めなくなると。そうすると、サービスが劣化していくということにつながるのかなと思うのですけれども、これも全然分からない話だと思うのですけれども、もし町が例年どおりの予算が組めなくなった場合は、国や県というのは何か補填してくれるような可能性はあるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 基本的には、組める予算を組むということなのかなというふうに思います。もし例えば今年度予算を組んで、税収が減ってきたり、財政状況が厳しくなってくるということであれば、今度は国のほうから交付税というのがありますので、その部分で補填されるということになってくると思いますので、それによって交付税の額が多くなったり減ったりという状況になるかなというふうに思いますので、組めなくなるということはないと思います。ただ、どういう組み方をするかということで、例えば財政調整基金がもう底をついてしまうとかいうことになれば、もう相当厳しい状況になると思いますので、ただその中で組める予算を組んでいくというふうにせざるを得ない

かなというふうにはなるのだと思います。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 不確かなことがたくさんあって、先のことを考えて予測してもしようがないので、取りあえずそのとき、そのときの状況に対応していただきたいと思います。

次に、区長要望への対応についてという項目に行きます。町が行政運営を円滑に推進するために行政区というくくりをつくって、行政区といっても昔からの大字になっていますけれども、区長を委嘱して文書の配布、ごみ回収サービスにおけるステーションの管理、地域の美化運動、自主防災組織など多岐にわたって下支えをしてもらっております。行政区という言い方をしていますけれども、前橋市とか市部に行くと、自治会という組織があるのです。もう少し自治会になると権限が多少あるのだらうと思うのですけれども、根本的な行政区と自治会の違いというのは何なのでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） お答えします。

玉村町の場合、玉村町行政事務の委嘱に関する規則というところで、区等ということで区に対する定義をしております。その中で、区につきましては町内の一定の区域において、地縁に基づき自主的に組織された団体というふうに定義しております。でありますので、一般的な自治会というものと区というものは同じというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） では、行政区における多岐にわたる実務に対して、区及び区長の責任と権限の範囲はどのようになっているのでしょうか。また、それを区長さんが明確に分かっているのかどうかということを確認したいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 区長につきましては、町のほうから町長の答弁にありましたが、行政事務というものを委嘱させていただいております。その中には幾つかありまして、広報紙やその他の周知文書を配布するということですか、それから回覧や掲示をお願いするということ。それから、調査ですとか報告書、そういったものの配布や取りまとめをお願いするということ。それから、住民からの要望の取りまとめをお願いするということ、それから土木工事等の公共事業の連絡調整をお願いしたいということ、それから防災防犯や社会福祉、環境衛生、交通安全に関すること、そういったものを町のほうから区長のほうには委嘱して、お願いしているということでもあります。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） すごくたくさんあって、ちょっと覚えられなかったのですけれども、それだけの実務に対して責任と権限の話なのです。責任は区長さんにあるのですか。それを実行するための権限はあるのですかというのを聞きたいと思うのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 責任と権限、区長にこういった内容を委嘱しているということでありますので、区長さんの何か権限の範囲内でそれをやっていただくということで、町からお願いしたものににつきまして、区長に判断していただいてやっていただくということかなというふうに思います。

責任につきましては、なかなか難しい質問かなと思うのですが、それができなかったから責任が、何か問われるということではないのかなというふうに思うのですが、委嘱された範囲でできる限りしっかりやっていただきたいということかなというふうに思うのですが。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 権限に関しては、そういった実務をやる権限という考え方なのか、区の住民に対する、これやりなさいよというふうなことを促すような権限もあるのかということです。あと、責任というのは、実際に委嘱されたことをやらなかった場合、区長としてどうなのですかねなんていう話をされてお叱りを受けるような、そういうことを今聞いていたのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 町から、区長にお願いしている部分につきましては、それは町のほうの委嘱の内容でありますので、その内容でやっていただくということかと思うのですが、あとその区の中で独自に判断してされるようなものにつきましては、それは当然区の権限でやっていただくというのは問題ないのかなというふうに思います。なので、今委嘱されている部分については、町のほうからお願いしているということでありますので、そこは切り離されるのかなというふうに思います。

それが果たされない、町からお願いしているものが果たされなかったから、何か責任をどうしても果たしなさいということがどこまで責任を問われるかというのはなかなか難しいかなと思うのですが、基本的にはお願いしていることを誠実にというか、しっかりとやっていただければ、特には問題ないのかなというふうに考えます。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 分かりました。

次に、区長要望がどのように優先順位をつけて実行されて、または実行されていないのかというこ

となのですけれども、先日私地元の南玉の区長と話をしていたら、今年度は8件要望出して、4勝4敗だと言っておりましたけれども、半分ぐらいかなえられていればいいのではないかという話をしたのですが、もし実行されない場合は、町からこれこれこういう理由で、ちょっと今できませんよというのが連絡が行くのですね。どんな内容でそれは区長に通知されるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 町長の答弁にもございましたが、基本的には区長要望は、要望内容によって該当する課に直接区長から要望していただくということになっております。その後の対応につきましても、基本的には該当課のほうでできるできない、優先順位を決めて判断していただいて、できるものについてはいつまでにやりますよですとか、できないものについてはこれこれこういう理由で今年度はちょっと難しいですよとか、もしくはもうそもそもこれは区でお願いしますよ、そういった判断をそれぞれしていただいて、区長のほうには伝えていただいているというふうに認識しております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） その返答される内容が、計画にないとか予算がないから今のところはできないとか、私たちがこの議会で答弁を受けているような内容に近いような話をされると、実際に区長さんたちはすぐに頭に来て、だから町へ言っても駄目なのだというような対応になってしまうかと思えます。その返答の仕方というのをちょっと工夫したらどうかなと思うのです。今はこうできないけれども、こういうやり方ではどうでしょうとか、何か代替案を一緒にくっつけてやると、区長さんとしても工夫のしようがあるのかなというようなことを思います。

区によって違うと思うのですが、案外規模の大きい区にはまとまったお金がプールされているケースが多々あると思うのです。区費によって運営されている区ですが、年度ごとに区費を集めて、残ったお金が積み立てられているとか、出不足金そのまま積み立てられているとか、そんな感じで案外大きなお金があつたりするのです。国のほうの判断で、その結構たまっているお金を使わずにいるのが現状だと思います。どうしてかということ、区長は大体年変わりで何年もやる人はいないですから、そういうところに手をつけることができないのです。ですから、町のほうで、こういったことには区のお金を使って対応することができますよというようなメニューをつくってあげて、区長さんに出してあげて、その区長さんが判断して、区独自で何かしら区の問題解決に充てることのできるような形が取ればいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 区によって財政的に裕福というのですか、余裕がある区とそうではない

区と、いろいろあるのかなというふうに思います。そういった余裕がある区につきましては、区の中でそれぞれご判断いただいて、皆様から集めた区費や出不足金等でありますので、それは区の判断で使っていただければいいのかなというふうに思います。それに対する一定の基準を区長会の中で定めることができるかということかなと思うのですが、それにつきましてはそれぞれいろいろ考え方や、区の実情とかもあろうかなというふうに思いますので、ちょっと区長会の中で持ち帰って、相談できるものについては相談してみたいなというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） ぜひよろしく願います。

それでは、(3)番にあります自助、共助、公助についてのお話です。自助、共助、公助というのは、近年の自然災害とか暮らしや命を脅かす恐ろしい事態が日本各地で起きていますけれども、そんな自然災害等による被害をある程度予防できればいいと。なかなか難しいところが多い。そんな中で、行政だけでは対処できないことも、自助、共助、公助の精神で乗り切りましょうという感じで、防災の面で言われているのではないかなというふうに私は解釈したのですが、今まで。それが、今回の第6次玉村町総合計画ではちゃんとうたっているのですけれども、この資料17ページに基本理念というのがあると思うのです。基本理念が、守る、つくる、つなぐ。町民の生活を守ります、暮らしやすい町をつくり、今ある魅力をつなぎますというのが基本の理念になっているのです。基本理念というのは計画にとって最上位の考え方、アイデンティティーです。ですから、全ての取組に共通して持つ考え方、つまり町のよりどころということです。判断基準になったりする。迷ったときは、この基本理念に立ち戻って判断していきましょうというようなものだと思うのです。そのすぐ下に、住民とともに自助、共助、公助の精神でまちづくりを進めますと言っていますから、この自助、共助、公助というのかなり上位の考え方なのだろうと思うのです。ということは、防災に限らず、あらゆる町の町政全般にわたってこの精神でやっていくというふうに考えてもよいのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、この基本理念のこのところにその言葉を入れさせていただいております。それにつきましては、やはりよく言われている災害のときの救助に係る部分、そういったものも当然想定はしております、台風19号の後に来たアンケートに基づきましてつくった計画で、安心して暮らしたいという、そういう町民の方の願いもありましたので、こういった言葉も入りました。ただ、本当にご指摘のとおり、避難のところだけではなくて、あらゆる部分でこういった考え方にに基づきましてまちづくりを進めていきたいというのは考えの根底にはございます。ただ、申し上げたいのは、いきなりもう全てにおいて自助ですよという、そういうことを押しつけるようなつもりはありません。

行政といたしまして、やはりやるべき役割というのが当然ありますので、そういったところにつきましてはやはり公助で支えていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、先ほどの避難のこともそうですし、いろいろな場面で町民自身の方々の協力、あるいは企業の協力、理解、それから経験とか知識、そういったものも行政あるいは議会と一緒にあった形でまちづくりを進めていったほうが、これから本当にニーズが細分化されて、そして深いものと言ったらいいのでしょうか、求められるものが本当に先鋭化するといえますでしょうか、そういったようなサービスが求められることになると思います。そうなったときに行政だけで、これ簡単に万歳してしまうわけで、そういうつもりで言うのではないのですけれども、やはり対応ができない部分があって、サービスの提供の質が不十分になってしまうというのがあるのだと思うのです。そこで、やはり企業や、いろいろな知識のある方に助けていただいて、共に関わり合いを持つことで、少しでもいいサービスを提供して、玉村町に住んでよかった、「暮らすなら、ここがいい。」というようなまちづくりに近づけていきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 住民の皆さんに参加していただいて、まちづくりをしていくという考え方は非常にいいと思うのです。そうすると、ある程度組織を固めないといけないかなというふうなところにつながってくると思うのです。

この総合計画のような計画をつくった場合、その計画を実行するためにはどうするかというふうに組織をつくり直す必要が本当はあるのだと思うのです。その計画のための組織という動き方をします。そう考えると、住民の皆さんに参加してもらうためには、先ほどからつらつらと言っている行政区というのをうまく活用していくというような考え方になると思うのですけれども、やっぱり行政区の在り方、責任と権限の範囲がどうなのかとか、そういうところをもう一度定義し直したほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 非常に難しいご質問で、なかなかちょっとこの場ですぐにお答えするのは難しいかなというふうに思うのですが、確かに行政区自体はもう過去からずっとこのくくりでやってきているわけですので、それが今の時代に本当に合っているのかどうかというのは検証もしていないのかなというふうに思いますし、新たに文化センター周辺にまた1つ、コミュニティーができますので、そういったことも含めて少しずつ行政区の在り方というのも変わってきているのかなというふうに思います。でありますので、その責任や権限、そういったものも含めて、行政区の在り方をこのままでいいかどうかというのも含めて、どこかで立ち止まってというか、考え方を検証していく必要はあろうかなというふうには考えているのですが、それをどういう形でやっていくかということにつ

いてはまだちょっと思いつかないかなというところですが、できるだけそういうふうに組織というのですか、区や自治会の在り方みたいなものも研究していければなというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） この第6次玉村町総合計画というのは、全く新しい手法というのですか、で手づくりした計画です。全体を通して見ると、住民参加というのが非常に中心になっていて、非常にいい計画だなというふうに感じたのです。今までやってきたことから、パラダイムの大転換というふうに受け取りました。ですから、今総務課長がおっしゃっていたことなのですけれども、この総合計画を中心に考えてやっていると、案外解決するのかなと思うのです。住民組織みたいなものをある程度きちっと規定して、町のほうもその組織とコミュニケーションを密にする。組織を有効に動かすようなシステムを考えるというような方向で進んでいってもらえればよいかなと思います。

では、3番目の都市計画についてです。20年後の町長のビジョンというのも伺いました。20年後はどうなっているかという、町というのは20年もすると全体的に古くなっていきます。現在の商業地、商業地と呼べるようなものは、上之手のあの一部の辺りぐらいなのでしょうか、玉村町だと。あの辺も建築物とか設備とか老朽化が進んで、多分すすけたような町並みになっているのではないかなと思うのです。そのときの消費者ニーズに合わないようなスタイルになっていって、恐らくだんだん廃れていくのではないかなというように感じを受けています。商業地というのは、新しく更新していく必要があると考えています。昔の商店街が廃れて、やや郊外にそれなりのものができている。でも、それもだんだんそのニーズに合わなくなって、お店が小さいとか、駐車場が狭いとか、そういうような消費者ニーズがあるから、それに合わせて事業者のほうはより郊外に広い土地を求めて出店していくという流れがずっと今まで起きていたものなのです。玉村町はそういったことがあまりなかったのは、使える土地がなかったからというのが1つの原因なのですけれども、そこで10年後、20年後に商業地、今の商業地が廃れる頃を見越して準備をしておいてほしいのですけれども、先日の浅見議員からの質問にありました旧両水及びその西側の農地合わせて1万平米の開発、これは手をつけてやるということですので、これを二、三年ぐらいでちゃちゃっとやってしまって、その後にだんだんその東側に新たな商業地、もしくは住宅地を準備していったらほしいと思っているのですけれども、そんなスケジュールでどうですか、町長。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） そのスケジュールどおり行くかどうかはともかく、やはり町全体を俯瞰して見ていかなければならないと思うのです。今上之手周辺に県立女子大学があり、買い物できるような施設がそろっています。そして、今道の駅ができて、なかなかぎわってきて、産業団地ができてという中で、やはりこの国道354号バイパス沿いをいろんな人が狙っていると言うとおかしいけれど

も、まちづくりの1つの軸として見ているということはもう事実であります。その中で、玉村町の高低差が15メートルあるのですね、大体。低いところから高いところまで。そういった面も含めて、町全体としてどういった形でバランス、調和の取れた町ができるかということは考えていかなければならないとは思っていますので、何年でどうなるということは言えませんが、人が歩いて暮らせる地域づくりが一番、高齢者も歩いて暮らせて、日常の用が足せるような地域をつくれれば、これは理想なのですけれども、なかなかそうもいかないもので、であれば、そこそこのところにそこそこのお店、生活が賄えるような状況ができるという地域づくりをしていくのが、取りあえずの当面の流れかなという感じはしております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） よく分かりました。期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上で質問を終わりにします。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前9時57分休憩

午前10時15分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、7番石内國雄議員の発言を許します。

〔7番 石内國雄君登壇〕

◇7番（石内國雄君） 議席番号7番石内國雄でございます。聞く人は議員さんだけという形ですけれども、しっかり頑張っていきたいなと思います。今日の上毛新聞にも載っていましたが、県内で新型コロナの感染発生状況が出ていまして、2日で最多で44人の方が陽性になったということでございます。群馬県内でももう1,283人出ていまして、その中の記事で玉村町でも2名陽性が出たということで、町のほうでもこれからいろんな対応で大変なことだろうと思います。

また、イギリスのほうでは、早くもワクチンの承認がされまして、これからワクチンの関係とそれからインフルエンザの関係、それからコロナ対策という形でいろいろ錯綜した対策が必要になってくるのではないかなと思いますけれども、町民の方に安心してもらうために、新型コロナウイルス対策を町でできるものを的確に進めていただきたいと思いますと考えております。

一般質問のほうに移らせていただきます。玉村町の商業政策についてということが第1問でございます。玉村町は、高崎市、前橋市、伊勢崎市に囲まれ、交通の便もよく、通勤に最適な町でございます。住みよい町ではあるものの、商業等の充実があまり図られておらず、にぎわいにはいま一つと感

じております。玉村町は、商業等の充実に力を入れるべきだと私は考えます。町では、商業等の充実を図るための施策はどう考えているのか。

商業等を発展させるための土地利用対策はあるのか。

プレミアムつき商品券発行事業は来年度も継続する考えはあるのか。

商業施設を誘致をする考えはあるかということが第1問でございます。

第2問目は、火葬料補助の手続の負担軽減についてでございます。玉村町には火葬場がありません。周辺の市町村の斎場、火葬場を利用している状況でございます。火葬料の補助は、火葬した斎場でまずは全額を支払い、後日町に申請をして、補助金を受け取ることになっております。火葬料の受取等は遺族の負担ともなっているという形でのお声をいただきました。死亡届の際に、例えば火葬料のチケットを交付するなどして、火葬料補助の事務の軽減とか、遺族の負担軽減を図ってはどうかというのが第2問でございます。

第3問では、このコロナ禍における未執行业業の対応についてでございます。コロナ対策では、PCR検査等の充実等にこれからも必要があるものが多く出てくると考えられます。コロナ禍により、本年度事業の中止が多くあり、予算の執行残が多く発生することとなります。本年度執行できなくなってしまった事業について、来年度の予算ではどう反映させていくのかということでございます。

それから、執行残の取扱いをどう考えているか。これは、小さな補助金の関係で執行しているところで、コロナで人が集まらないということで、そうすると執行がなかなかできなくなっています。そのお金をまた使いたいというような意見もありましたので、お聞きいたします。

各種団体への補助について、コロナ禍により事業が行えず、補助金の残が出ている状況もあると思いますが、その処理はまずどうなるのか。事務量と事業の継続を考えたときに、返還を求めない扱いにしてはどうかと。なかなか難しいことではありますが、質問させていただきます。

1回目の質問は以上でございます。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 石内國雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、玉村町の商業政策についてお答えいたします。まず、商業等の充実を図るための施策につきましては、企業立地促進事業があります。この制度は、町内に事業所や店舗等を新設、増設、移設しようとする事業者に対して、企業立地促進奨励金を交付するものであり、要件としましては新設の場合は敷地面積3,000平方メートル以上、取得する土地、家屋等の固定資産額が1億円以上の事業所、店舗等を設置した際に固定資産税相当額を3年間、年1,500万円を限度として交付するものです。また、新規に町内に店舗等を設置して創業しようとする個人事業主等に対しては、玉村町創業者融資保証料補助金・利子補給金交付制度があります。創業に要する融資を受けた際に、その融資の信用保証料の2分の1及び利子4年間を全額補助する制度です。そのほかにも、玉村町商工会の

経営指導や各種制度融資の保証料補助、利子補給制度等がありますので、このような制度の周知を引き続き図り、企業及び個人事業主の方々に活用していただくことで、商業等の充実に取り組んでまいりたいと思います。

次に、商業等を発展させるための土地利用対策の有無についてですが、都市計画に定める土地利用の内容を申し上げますと、市街化区域は第1種低層住居専用地域に指定されている玉村中学校周辺の一部と文化センター周辺の一部、工業専用地域となっている工業団地を除いた地域において、一般的な店舗の建築が可能となっております。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域となりますので、開発許可基準に適合する日常生活に必要な店舗やコンビニエンスストア、指定集落内の店舗など、一定の要件を満たす店舗以外は建築が制限されています。玉村町において、開発許可の許可権者は群馬県であり、県の開発許可基準には市街化調整区域で商業を発展させるような基準は設けられていない状況です。

次に、プレミアムつき商品券発行事業についてですが、宇津木議員のご質問でもお答えしたとおり、商品券発行事業は玉村町商工会にご協力をいただき実施されていますが、補助金約1億6,600万円を支出しており、多額の予算を要する事業となっております。今回の商品券事業は、コロナ禍で落ち込んだ町内消費の活性化を目的として実施しており、現時点では来年度に実施する予定はありませんが、感染症の拡大は収束の兆しが見えず、長期化していることから、その状況を注視するとともに、国や県の動向も随時確認して判断してまいりたいと思います。

商業施設を誘致する考えについては、浅見議員や原議員のご質問にもお答えしましたように、両水の跡地及びその西側約5,000平方メートルにつきまして、両水の跡地という条件をうまく活用できるように、県など関係機関への協議、相談や、町が目指す土地利用方針や農地保全の考え方などの整理を行いながら、可能な土地利用を考えていきたいと思っております。

次に、火葬料補助手続の負担軽減についてお答えします。火葬室使用料補助金につきましては、玉村町住民が死亡または火葬室の利用者となる場合に、2万円を上限に交付しております。補助金交付の手続につきましては、住民課に死亡届が提出された場合、死亡された方と届出人の住所及び斎場を確認した上で、火葬許可証等の書類とともに補助金交付申請書をお渡しし、後日住民課に領収書とともに提出いただき、指定口座に振込をしております。なお、玉村町住民が死亡され、届出が他市町村に提出された場合には、提出された市町村より後日住民基本台帳法に基づく通知が町宛てに送付され、そこで初めて死亡されたことが確認できるため、その通知を確認後、死亡された方の住所にご親族様宛てで補助金交付申請書を郵送しております。

補助金交付申請書の提出につきましては、遺族の方は役場内でも各種の手続が必要となりますので、ほとんどの方が、それらの手続と一緒にされている状況にあります。石内議員提案のチケットの交付につきましては、死亡届が他市町村に提出された場合、火葬室使用前にチケットをお渡しすることが不可能なこと、またチケットにすることにより利用する全ての斎場は後日町へチケット分の金額を請

求していただかなければならず、新たな事務負担をお願いすることとなる等を考えますと、現状では難しいものと思っております。

次に、コロナ禍による未執行业業の対応についてお答えします。初めに、今年度執行できなくなってしまった事業について、来年度の予算にはどう反映していくのか。また、予算執行残の取扱いはどう考えているかとの質問でございます。石内議員のおっしゃるとおり、コロナ禍によりやむを得ず中止や延期を余儀なくされた事業が多数発生しております。それらの事業につきましては、3月補正予算にて整理し、減額補正させていただきますが、減額となった財源は令和3年度以降に感染防止対策をしっかりと行った上で、可能な限り実施していくための財源として充てさせていただくとともに、コロナ収束までの継続的な取組と、収束後を見据えた地域経済の再生、にぎわいの創出など、新たに必要となるコロナ対策の財源に振り替えていきたいと考えております。

次に、各種団体への補助について、コロナ禍により事業が行えず、補助金の残が出ている状況もあると思うが、その処理はどうなるのか。事務量と事業の継続を考えたとき、返還を求めない扱いにしてはどうかのご質問にお答えいたします。補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、公益上必要がある場合に限り補助するものであり、この公益上必要があるか否かは、手続上、町長が個々の事案に即して予算で提案し、議会が認定するというものであります。ただし、これは全くの自由裁量ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならないことは言うまでもありません。したがって、石内議員のおっしゃる各種団体への補助金交付に係る財源については、原則町民からの税金で賄われていることから、その必要性や妥当性について町民への説明責任が果たされ、その理解が十分に得られるものでなければなりませんので、補助金の残が生じたものについては一度精算の上、返還していただき、翌年度以降、事業実施に必要な財源について改めて補助を行うことが原則であると考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 2回目からの質問を自席にて行わせていただきます。

商業政策については玉村町のことで、先ほど原議員も質問しておりましたけれども、やはり玉村町のにぎわい、それから町民のニーズという形で考えたときに、玉村町は雇用のことを考えながら、工場等を積極的に誘致してきたところでもありますけれども、足らなくなってきたのが、また停滞していったものが少なくなってきたものが商業関係なのです。近隣の市のほうでは、商業関係のいろんな施設が周りにどんどん建っていて、ベッドタウンとしては住みよいところで、消費は近隣市町に落としていくというような形が今玉村町にできているのかなど。住むのにはよくて、商業施設は30分も走れば行けますよと。お金はみんなそちらに落ちますよと。玉村町で消費する消費行動の中で、玉村町の商業がしっかり発展しないと、他の近隣市のほうに行っているのではないかなど、そういう思いがありまして、玉村町のにぎわいを戻す、それから商業の充実というのは町民の方のニーズが高いので

はないかというふうな思いでこの質問をさせていただきました。

その中で、今まで固定資産税の話とか、それから保証料の補助とか、そういうような形でさせていただきますけれども、そのままで十分なのだろうか。もう一つ、一步踏み込んで、玉村町の商業を発展させるための施策はないのだろうかというようにこの質問をさせていただいたわけです。その中で、先ほどの両水跡地の話とかもあります、商業を充実させるための土地利用の対策については今どうなのかといいますと、結局工業用地を中心に今までできていますので、商業用地とするための施策としては、都市計画の話をしなが、農地の転用の施策もしなが、両方合わせてやる必要があると思いますが、その辺の今後の玉村町の考えとか予定とか、そういうものがあるのか、まずお伺いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

答弁にもありましたように、今現在県の開発許可とか市街化調整区域は、あと市街化区域につきましては住居系、あとは工業専用系以外は建てられなくはないということであり、土地利用につきましては、商業系を特に積極的に増やそうとかという考えは今のところはありません。当然店舗が進出してくれば、それは町としては協力していくという考えの下であります。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 今のところそういう計画はないということなのですが、町長はいかがですか。先ほど両水の跡地のことで、可能性を含めて県とかいろんな形で協議していくというような形で、今までの姿勢の中で、工業で雇用が生まれるという考えにある面という凝り固まっていたのかなど。商業でも雇用は生まれますし、地域の波及効果は結構大きいのだろうと思うのです。工業ですと、確かに来ていただいて、給与の支払いがあつて、玉村町の方が雇用を得れば、そこで町税も上がったりとかがいろいろすると思うのですが、商業ですと、商業のそういう大きな施設とか例えば誘致できた場合には、そこで雇用も生まれますし、町の中のにぎわいとか、人の交流が大きく生まれるわけです。工場だと行くだけです。でも、玉村町の商業施設等ができれば、そこに人がぐるぐる回る話になって、にぎわいの玉村町とかという話になってくると、単なるベッドタウン的な町から、にぎやかな町になると思うのですが、その辺のことについて町長、いかがお考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） イメージで、まずいいですか。例えば今の板井のところの産業団地に当初はモールを造ろうかという話でした。ところが、やっぱり近隣に前橋市、伊勢崎市に大規模なのがあるので、それは無理だという中で産業団地という形になりました。しかし、それで今宿泊施設がこの町

にありません。それから、東部工業団地に立派な会社がたくさんありまして、会社の役員会の中で結構な人たちが来るわけです。では、食事しようかといったときに、なかなか手頃なのがないので、伊勢崎市、高崎市、前橋市に逆にいい道路ができてしまっているから、そちらまで行ってしまうというようなことはよく聞いています。それから、特に東部の川井のところにはコンビニ1つしかなくて、あとはもう東にはないのか。あと、川井に喫茶店といいますか、があつて、こっちの町まで来て、三和食堂まで来ないと、非常に寂しい状況があるのです。それで、工場誘致をするためには、いろいろ補助金とか固定資産税3年間猶予とか、そういったものを入れてもやっぱり会社に来てもらいたいということをやっていました。商業的には、店舗的にはそういうことをやっていないのかなという感じがしますので、やはりとどまって食事してもらおうというところをつくっていくというのは大事だと思うのです。

前は、小さな店が全然あったけれども、大規模店舗を許可してから、町にあった小さな店舗がだんだん寂れていってしましまして、だからそういった中で、また大は小を兼ねないというところが1つ、店のない地域ができてしまいました。板井の奥のほうもそうだし、藤川もそうかもしれない。あと、芝根のほうもという、そういうところで見ると、小さくてもやはりいろんな店が必要なのかな。問題は、店がなぜ来ないかといったら、そこに来ても採算が取れないというところがあると思うのです。その辺をどうやって行政としてケアできるか。集団化できるかということも1つは考えていかないと、要するに高齢化社会の中で歩いて店まで行ける。それで、コミュニケーションを取れるような環境を地域、地域につくれるというのは大事なことだと思っていますので、意識としては持っています。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 意識として持っていてありがたいことなのですが、実際の町のいろんな施策の中では、土地利用の話についてです。意識の中では、やはり工場との関係だけなのです。商業関係についてのそういうのがあるといいよねという形で自然発生的な形にしている。工場だけでやっていると、商業はそんなに発展しないです。町として都市計画とか計画する中で、商業を大きく取り入れていこうという中でやっていかないと、育たないと思うのです。いろんな形で先ほどの北部のところも、最初は今の計画ではなくてという形が話ありましたけれども、そういう引き合いは、立地条件等を考えたときに、玉村町は意外に引き合いのある地域なのです。でも、引き合いのある地域なのだけれども、玉村町の誘致は工場だけを考えていますので、商業関係を一切考えていないので、結局引き合いが来ても対応が2番手、3番手になってしまって、せっかく引き合いの来た企業がほかのところを見つけて、ほかのところへ行ってしまうというケースが多いということを知っているのです。そうなってしまっているかというふうな思いがあります。だから、そうすると町とすれば、商業施設の1つの都市計画とかそういう中で、町の発展のためには農業用地とかそういうバランスも考えて、そういうような設定をしていく必要があるのではないかと。

今回は第6次ですけれども、第5次とか第4次のときにはそういうようないろんな色分けがしてあったけれども、それがそのようになっていなかった。町としても、商業の大きなものを発展させるという今までの姿勢が非常に弱かったというふうに感じています。だから、ぜひそれを強く推し進めて、旗を掲げることから、そうすると準備もできて、話があったときには対応ができる。今までは玉村町にいろんな話が来たときに、「いや、調整区域になっているので、できないですよね」、そこから始まっているのだと思うのです。話が来たときには、それに対応して一生懸命努力して県にも対応してもらったりとか、都市計画でも商業用地をつくるような考えはありますので、町からのアピールです。それがなくなるとはなはなもう全然進まないというようなこの思いがしてしまっていて、今回のこの質問に入れさせてもらいました。

一応これをやっていこうとかいろんな形を考えたときに、先ほどの両水の跡地の話は先が見えてきたので、ありがたいなと思っているのですが、今玉村町では経済産業課というのがあります。経済産業課には、農業の関係と商業の関係と工業もそうですけれども、それを両方兼ねている1つの課があります。そうすると、ほかの地域と考えたとき、ほかの市町村と考えたときには、それが両方一緒の課にあるということが、いろんな形で考えていけば調整もできるし、いろんなものができるのだと思うのです。縄張り争いをしないで。そういうこともできるのではないかと思うのですけれども、課長、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

ご指摘いただきますように、経済産業課ということで当課につきましては農業部門、それから商工業部門、両方の事務につきましてさせていただいております。その中でお話のように、商業の振興という点につきましてはこれまでもお話しいただいた中では、ご指摘のとおり、工業のほうに比較的比重が高かったのかなという点では考えております。一方では、農業と一緒に課ということの中でいきますと、やはり農業というのは農地を守って、そこで農業として農作物を振興していくということが第一のところになっております。そこの中では、農地を農地として保全していくというのが第1点として出てきてしまっております。そこでバランスを取りながらということも1つの考えとしてはあるかとは思いますが、第一にはまず農地を農地として守っていくというのが農政の立場でありますし、その辺これから同じ課の中にあるということも、ご指摘いただいた点につきましてはよく課内で相談させていただいた上で進めさせていただければというふうには思っております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） それぞれの業務の中でいろいろあるのですけれども、お互いに膝詰めで話ができる部署であるので、いろんな町の将来を考えたときの農政の話と商業の発展の話とを踏まえたところ

るで、また企画課だとか都市計画の関係も関わるかと思いますがけれども、そういうようなものを積極的に考えて取り組んでいただきたいと思います。

次のプレミアムつき商品券発行事業、来年度も継続するかということで、取りあえず今までのやつではコロナ対策の国からの補助もあって、それに町のほうも補助を入れてやっているの、取りあえずコロナが収束すれば、これは今回限りというようなお話で、ただ今コロナの状況が大変な状況になってきていますので、来年度予算とか来年度についてもこれについては考えるべき余地はあるというような形で、何となく継続になるかなという感じはするのですけれども、このプレミアムつき商品券発行事業、いわゆる飲食店の方とか、そういうことは非常にやっぱり助かっておられて、よかった、よかったという話もあります。コロナ対策で、このプレミアムつき商品券の前に経済産業のほうでやりました広告の話だとか割引券の話とか、それも非常に好評で、よかったですよという話も聞いております。

その中で、商業という形でどういうふうに捉えるかというのがあるのですけれども、今玉村町でそういうものを行っているのは、例えばプレミアムでリフォームの関係とこの商品券で、商品券事業で二百何件協力していただいているのですが、中を見てもみると、いわゆるサービス業、それから理容業、美容業、そういうところの参加というのはほとんど見られていないのです。事務的には商工会にやっていただいて、どうして入らないのかなと思ったならば、理容業、美容業はそれぞれ業種ごとに組合がありまして、それぞれでやっているわけです。今回のプレミアムつき商品券の関係でも、商工会の方に中心になって事務的なものを行っていただいているのですが、商工会に入っている人は負担はないけれども、商工会以外の方の場合はお金を入れてくださいと。これ町の事業なのに、何で商工会に入らないとできないのかというのはちょっと私には疑問なのですけれども、逆に商工会を中心にこういう事業をやるので、事業の参加は。参加費をもらう、もらわないというのは、町の事業の中での織り込みで、その分は町が持つですよというようなやり方が必要ではないかと。そうしないと、いわゆるサービス業的な、そういう業種のところが取り残されているのではないかとこのように思うのです。もしこういうようなものが今回のだけではなくて、いろいろこういうような事業をやる時には、そういうものも取り込むべきではないかと思うのですけれども、課長、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） これ扱っていただく取扱店といいますか、こちらにつきましては当然公募といいますか、商工会におきましても広く募集した中で取扱店ということで決めさせていただいているところがございます。

そこで、今お話のサービス業関係という点につきましては、確かに商工会これまで加入されていなかったという方もいらっしゃるかと思います。今回商工会に加入していただければというところではありますけれども、町の商工業を振興する上では商工会という団体が唯一振興する団体ということ

ではなっております。その中で経営相談、そういったものにつきましても商工会でも相談を受けさせていただいているところがございます。まずは加入していただきたいという点では、町としても考えているところがございます。

その中で、今回は補助金といたしますと、商品券そのものに対する補助金のほかにも、事務費ということでも補助金は支出させていただいております。その事務費として支出させていただいた中で、新たに商工会に加入されていない方に対する商工会への加入金といいますか、そちらにつきましても減額させていただいてということで、取扱店になっていただきたいという上で、商品券の取扱店という形で今のような形で201店舗が取り扱いさせていただく店舗としてなっているところがございます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 現状の話聞いたのではなくて、そういう取り組んでいくというような商業の発展を考えたときに、商工会の方が事務をやりますけれども、その事務費の中に参加費も織り込んであげるとか、玉村町にいろんな業態の方がいるので、そういう方も織り込んであげるとか、そういう考えを持っていただきたいという話で、それを踏まえたところで商工会に依頼してあげればいいのかと思うのですけれども、今商工会に依頼して、商工会のエリア内でやらなければいけないのだという考え方は間違っているかと思えます。商業を発展させるという形でいけば、そういうものも取り組んでくださいね、そういうところの連絡を商工会が取るのか、依頼する前にそういうところもちゃんと連絡を取って、そういうところも入れてくださいねとかというのが、課長、課の執行するために必要なのではないかなというふうな思いしておりますけれども、これちょっと苦言みたいな感じになっていきますけれども、そういうものをぜひ取り入れてやっていただいて、町の全体のいろんな商業をやる方に対して光を当てていただきたいなど。何か商工会にどこどこをお願いしたい、どこどこに依頼したのでという、その範囲内でじわあぐらいで収まってしまっているやり方をしていると、町のいわゆるいろんな発展とか、そういうのがぱっとダイナミックにいくことが本当に少なくなってしまうのかなと。石橋をたたいて渡らないというのもいいことですが、特に商業についてはそういうものの枠を外してやっていただければと思います。

この商業の誘致なんかの話でいきますと、やはりまずは計画をどういうふうにしようか。町の中でのそういう計画をどういうふうに組んでいこうかという中で、時間はかかりますけれども、その中で用地の確保とか用地の利用とか農地の転用だとか、そういうものが出てくるかなと思います。

あと一つ、先ほどの両水の跡地の話でいきますと、西には藤岡大胡線がありますし、それから新しい国道354号も通っていますし、たまたま両水の跡地もありますし、ちょうどコンパクトでいいところかなと私も思います。そこをまた起点にやっていけばいいのではないかなと思います。国道354号が開発に当たって1つ気になるのは、高崎市は国道354号の開発をするときに、道路がで

きたときには既に農転が何本か済んでいた。そういう計画を基にしてやっていたので、すぐに工業団地とか工業のやつをつくっている。玉村町は、そこはちょっと手をつけなかったの、なかなか今南北のやつが、コンビニが幾つか出始めたという段階ですけれども。そういう道ができると、いわゆる町並みというか、町ができると思うのです、街道沿いに。そういうようなことも意識したところで、経済の発展の話だとか、それから商業の発展の話だとか、町の発展を考えていただきたいなと思っております。

その中でちょっとあれなのですが、藤岡大胡線については、上飯島から南に計画があります。また、その計画が通ったときには、受けとして田中生コンさんですか、あそこから横に、東西に工業団地に行く道も今整備しようという形で計画が着々と進んでいるようなことになります。そうすると、またそこに4車線の道路ができると、それがまた新橋の新しい、新町のほうの岩倉橋の建て替えとか、それは長い話かもしれませんが、そうやってきたときに、あそこにやはりまた大きな4車線の道路がずっと伸びてくるという話になると、その周辺のところも開発がどうなのかどうかもちょっと考えながらやっていただきたいと思いますが、その辺についてはちょっと意識的にはどうでしょうか。これは難しいでしょうから、町長どうでしょうか。今の意見だけですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 田中生コンから工業団地までの行く道路、当然そういった平面道路で行けば、問題はいわゆる地域、都市計画の地域、調整区域ですから、であるけれども、やっぱり都市計画の中に入っていると本当に制約があるのです。だから、そういう意味であそこにあれができたらいいなというのは、意識としては可能だと思います。それで、あそこはやはり店舗がないところですから、今のところ。それで、やはり歩いて暮らして、歩いて用が賄うような地域にできれば、この町の潜在的な発展のポテンシャルティーはあると思うので、空論であってもイメージするという事は決して悪いことではないと思いますので、できるできないはともかく。だけれども、そういう中で夢は追わなければいけないのだから、そういう意味で意識はしておきます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 空論と言われたので、あれなのですけれども、でも意識はしていくのが大事だと言われていいますので、意識をしていただいて、要するにそういうもののチャンスを捉えて、町の様相が変わってくる、時代も変わってくる中で、チャンスを捉えてやるのが大事だろうなという中での話ですので、ぜひ都市計画等をするときには地域の住民の意向もあると思いますけれども、町全体のビジョンをしっかりつくってやっていただきたいなと思います。

商業施設の誘致については、先ほど両水の跡地の話のやつをいわゆるこれから県と検討していくという中で、まずそれを起爆剤に、また新たな玉村町のまちづくりにぜひやっていただきたいと思いま

す。

2番目の質問に移ります。火葬料の補助の手続についてという形で質問させていただきました。この質問をする経緯は、最近亡くなる方が、例えばお年寄りの場合、玉村町には住んでいるのだけれども、親族の方が玉村町ではない方があったり、その手続を、届出を業者に頼んだりなんかしたりとかいろいろやるのですけれども、結局慣れない役場にまた来て、そこで振込とか何とかいろいろやるようになっているのです。そういうので、事務があれなのではないかなということから1つ。

それから、玉村町には火葬場等がないです。ないですということは、どちらかというところ、そこに対する事業費の負担がないということです。そうですね。例えば伊勢崎市の場合は、高崎市も前橋市もあります。あってやっていると、市内の方は無料なのです。火葬料。お金を使っていて、維持費があって、無料なのです。玉村町は火葬料なくて、維持費もなくて、補助金で済ませられるという、そういう市町村なのです。だから、非常に効率のいいところですよ。

今は、それでちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど補助金については2万円が限度ということなのですけれども、昨年の決算なんかでは何件ぐらいで、金額的には幾らぐらい決算額が、この火葬料、ついてあったのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 昨年度の決算額についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、全体で252件で、金額にいたしまして496万7,700円になります。その内訳につきましては、まずいせさき聖苑のほう、こちらが176件、金額で347万4,500円です。高崎市につきましては22件、42万6,600円です。前橋市につきましては7件、14万円、藤岡市につきましては35件、68万6,600円になります。次に、こちら伊勢崎市のさかい聖苑です。こちらが3件の6万円、足利市、こちらが3件で6万円、安中市で1件、2万円、桐生市で2件、4万円、太田市で1件、2万円、桐ヶ谷というところで、こちら東京都の品川区になりますが、こちらが1件で2万円、大泉町で1件、2万円、計11か所で、先ほど申しましたが252件の496万7,700円となっております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 今お聞きして、伊勢崎市がやっぱり断トツ、隣ですから、多いかなというふうに思います。

それで、ホームページ等で見たときに、火葬料の形を個々に見たときに、いせさき聖苑は市内住民の方は無料、みんな無料なのですけれども、その代わり本市以外が12歳以上の遺体については3万円となっています。高崎市は同じような形で12歳以上になっていまして、市内は無料で、市外の方は5万5,000円。それから、前橋市についてはやはり12歳以上で、市内は無料で、市外につい

ては6万3,000円と、それぞれ料金は違うのです。施設を造った資金とか、そういうので違うのですけれども、今玉村町は2万円でございます。そう考えると、まず手続的な話はちょっと置いておいて、補助額です。補助額について、例えば今2万円なのだけれども、伊勢崎市に行けばただと同じ、無料と同じような補助額を3万円にするとか、いや、いろんなどころもあるから、玉村町は上限は一応5万円にしておいて、ほとんど3万円で済むのだよねとか、そういうような形の予算立てとか、住民の方の負担を減らすという意味では、町の維持費がないということ踏まえたときに、そこを上げるという考えはないですか。町長、いかがでしょうか。まず、町長にご意見をいただきたい。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） いきなり質問されて、本当にいろんところで焼かれているというか、使っているのだということ改めて思いました。だから、家族の人、親族というか、町内にいないような形での葬式というのですか、それをやっているなということがありました。それに対する補助はどういったものがあるのかなという提起を受けたという認識でいます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 課長、いかがですか。財政的には、例えば今2万円ですので、3万円に上げると本当に隣の伊勢崎市なら実質的に無料かねという話になるのですが、ぜひそういうのを検討していただけないかなというふうに、まず先に町長に言っても難しいと思いますので、担当としては感覚的にはどんなものでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） ちょっと今回の石内議員の質問に当たりまして、若干ちょっと県内のを幾つか、斎場を持っていないところをちょっと幾つか調べさせていただきました。そちらに比べると、やはり玉村町は低いかというのは認識としてはあります。ただ、1万円、例えば2万円を3万円にするということになりますと、単純計算で昨年度の状況で250万円増という形になります。あと、財政状況等もありますので、そちらにつきましてはちょっと今後の研究課題とさせていただければと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 急に言って上げろといっても、財政もこれからの予算もあれなので、無理な話なのですけれども、方向性として時間はかかるかもしれませんが、なるべく住民の方の負担を軽減するという意味からいけば、補助金について金額については上げていく方向がいいのではないかなと思いますので、ぜひ研究していただいて、現実になるように取組をぜひよろしくお願いしたい

などと思います。

あと、この質問をするときに、10月の23日に上毛新聞に載ったのが、死亡手続一括案内というのが前橋市で始まりますよと。これは既に高崎市、渋川市ではやっているということなのです。先ほど死亡届を出して、その後やはりいろんな手続が雑多なのです。それで、例えば生命保険会社だとか、火葬場だとか、またはお葬式をするところだとかということへ行きますと、その手続について結構いろんなパンフレットがあります。玉村町の中でいきますと、こういう手続が必要なのですよというご案内するものはあるのですけれども、見ただけで嫌になってしまうような感じで私は思っているのです。私なんかは事務屋なので、そういうのは見ればこうだよと、取りあえず分かっているのです。あれかなというのがあるのですけれども、一般の方がそれをぱっと見たときに、手続するのに非常に戸惑うのかな。そうすると、そういう中でこの前橋市では、死亡後の手続一括案内ということが出てきたのですけれども、玉村町の現状と、そういうものについての考え方についてはどういうふうになりますか。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 玉村町につきましては、死亡届が町のほうに出された段階で火葬許可証等々の書類とともに一応手続のご案内ということで、A4の1枚紙なのですけれども、こういう手続がありますので、お願いしますということで、これについてはどこの課になりますというふうな一覧のものをお配りしております。役場内での手続に関しましては、ほぼ今のところ1階で、一括のワンストップの窓口はありませんが、ほぼ1階で手続が済むような状況となっております。遺族の方が手続に来られた状況にもよりますが、ほかの課で必要な場合には職員のほうで職員同士話をしまして、わざわざ窓口のほうまで行かずに、今いるところの窓口で手続をしていただいたり等、職員間で協力のほうはしておりますので、現状は大きな負担にはなっていないのかなというふうな考えではおります。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） ありがとうございます。玉村町の現状が分かりまして、1階の窓口に行くと、担当の人が課は違うのだけれども、その場所で1回で相談ができるような対応がされているということなので、あえて一括案内というのがなくても、実質それをもうやっておられるということなので、まず安心しました。

ただ、先ほど課長も言われましたように、こういうA4判の一覧の形だけという形になっているので、その辺のパンフレットについてはいろんなイラストだとか、ほかのところを参考にしてみても、そこへ行けばいいのだとか、そういうようなものがすぐ分かるような1枚紙ではなくてもいいのだと思うのです。例えば二、三枚の小冊子でもいいと思うのですが、そういうものをぜひつくって、来た

方に分かりやすくするということについては今後検討はいただけないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） その案内につきましては、最近ちょっとたまたまなのですが、そういう手続の小冊子を作ってはどうかというふうな営業ですか、ちょっと来られて、それをちょっと参考にしながら、今ちょうどその前ぐらいから見ていたのですけれども、結構中身を見ると、いろいろ逆に書いてあり過ぎて、なかなかどっちにしても難しいかなというところがあります。その辺、いいところをもらいまして、なるべく分かりやすいような手続のほうにつきましては今後研究してまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） この2問目の質問については、手続を簡素化していただいて、住民の方の負担をとという話でさせていただきました。その中で、補助金の話とか案内の話、パンフレットの話までちょっと広げてしまいましたけれども、住民の方、住民サービスがやはり行政のほうとしては中心として考えていただければと思います。

先ほどの答弁の中で、例えば斎場の事業所の手続が大変負担をかけるとか何とかといういろんな話がありましたけれども、結果的には住民のサービスを中心にしてできるかできないか、今現状はなかなか難しいところですが、手間をかけて1つ突破口ができれば、そういうチケットだとか何とかという言い方をしましたけれども、そういうこともできるのかどうかというのもぜひ検討していただきたいと思うのです。というのは、高額医療の窓口負担が差引きでできるようになりました。もう随分たちますけれども。それもやっぱりいろんな事業者の方の負担がかかたりなんかするという形で、1回立替えて請求をしてお金をいただくというものです。それがそういうふうに変ってきていますので、今回取り上げたのはそういうものもあるので、ぜひ申請をもう一回しに来て出して振り込んでもらうというのではなくて、差引きでできないかなというような発想の中から、チケットか何か交付できればいいのかなとか。チケットがいわゆる難しいところはあるかもしれませんが、そういう感覚でのお話をさせていただきましたので、いろんな面で多角的なものを住民サービスの向上ということで取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

そして、3番目のコロナ禍におけるということで、まず予算のほうについては今年の予算を踏まえて事業はできなかったけれども、それを踏まえて、また必要なものは必要のように予算をつくるという形でまず安心しました。まず、予算がなくなって使わなかったのだから、その事業はないということはないよなと思いつつも、一応確認ために上げさせていただきました。それから、各種団体の補助についても、先ほどのご回答で一旦整理をして、さらに来年度にしていくと。その中で、頭の中では分かっているのですが、一旦整理をして、今回は全然使わなかったのだよねという、補助金の基本

的なあれでいきますと、全然使わなかったときには、次は補助がないよねというのが感覚的にはありますので、いろんな補助の出ている中で、例えば長寿会もありますし、ふれあいの居場所もありますし、ふれあいの居場所づくりなんかについては、最初設立するときにはいろんな設備まで補助して、2回目からは維持費だけだよという話になって、もしそれがそのまま今度維持費にも使えるという話になれば、大喜びでまた何か1つ使ってやれるなという、そういう各部署によって違うと思うのです。そういう意味で、返還請求をしないで、それをそういうものに使っていただいて、次のやつは維持費としてまた補助を出しますよということは考えられないのかというのが趣旨で質問させていただいたのですけれども、例えばコロナの対策でお金も使って、またこれからコロナの対策でお金も使うような形も出てくるかもしれないし、またみんなで触れ合ったりなんかするとか、そういうようなもので、さらに今までできなかったことをやれるようになったときにぱっとやりたいと、にぎやかにやりたいというのも出てくるかと思うのですが、そういう面で行くと、予算の要望の関係とか、今年に使わなかったので、2年分はやれるのではないかというような感覚もあるのですが、その予算要求の関係とか、補助金の拡大ですか、拡張についてはどのようにお考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 町長の答弁にもございましたとおり、補助金につきましては公益上必要があるというものにつきましては当然判断させていただいて、必要なものを予算つけさせていただくということでやらせていただいております。今年度は、コロナの関係で様々な事業が中止や延期ということとなっているわけでありますので、もし中止をされたものについては、申し訳ないのですが、一旦は返還していただくと。あとは、来年の3月までまだありますので、その間代わりでいろんな事業ができるということであれば、それは担当課のほうとよく相談していただいて、できるものがやりたいというのであれば、そこはまた相談になるかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、一旦使わなかったものにつきましては精算をさせていただいて、翌年度新たなまた事業ということで、コロナ対策を行いながら事業を何かやるということであれば、その必要な経費について予算要求をしていただければ、その中で必要だというふうに、補助金として必要だと認められるものについては必要な経費を予算として見ていくというふうに考えておりますので、もうやらなかったから来年は予算つけないよということはありませんので、その辺をしっかりと精算していただいて、また事業を組んでいただければよろしいかなというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 改めて請求して、実際必要なもの、コロナ対策のがあれば、それがあある面ではプラスになるかもしれませんが、そういうのをしっかり事業計画を組んで、申請していただきたい。その上で対応するというようなお話だったと思います。ありがたいことで、そういうふう

にぜひしていただければと思うのですが、1つはただそういうような感じ、感覚的なもの、今までの事業計画をつくって出してくれればいいのですよという形で出すのではなくて、今コロナ禍の中でもこうですね、こういうようなものもありますね、それの中でこれが収束したときにどういう事業をしていくのですかという、その予算立てですか、事業計画を組むということ組んで出してみてくださいというようなことの各団体への周知とか、丁寧な対応をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 予算要求につきましては、先日各課に対して予算編成の基本方針というのを示させて、町長の基本方針を示させていただきました。そちらにもあると思いますので、担当課のほうとよく相談をしていただいて、当然コロナウイルス対策をやった上での事業運営ということになるかと思っておりますので、そういったことも配慮しながら、こういった形で事業ができるのか。同じものができなければ、新しい事業としてどういうことができるのか。そういったことも各団体の中で相談していただいて、事業の計画を立てて、それに基づく予算を要求していただければよろしいかなというふうに思っておりますので、そちらのほうについては担当課のほうに基本方針として説明してありますので、問題ないかなというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） ぜひ各担当課の方から各事業所のほうへ丁寧な説明と今後のやり方等を説明していただいて、適切な予算要求、または町民のために、しっかりできるような形のものやっていただきたいということをお願いして、一般質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、1番小林一幸議員の発言を許します。

〔1番 小林一幸君登壇〕

◇1番（小林一幸君） 議席番号1番小林一幸です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

傍聴にお越しいただきました皆様、新型コロナウイルス感染など外出自粛が進む中ではありますが、

お越しいただきましてありがとうございます。まずは、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方へお悔やみ申し上げますとともに、現在治療を続けている方、お見舞い申し上げたいと思います。そして、密を避けることができず、日々仕事をしております医療関係者、福祉関係者、従事者の皆様に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

こここのところ感染者数が多くなりまして、群馬県におきましても昨日44名という過去最高の感染者数となっており、玉村町からも2名、感染者が出たというような形になっています。最近テレビ等のメディアでもそうですけれども、私はまだ大丈夫だというようなすごい気の緩み的なところというのをちょっとメディアを見ますと感ずるところがありまして、やはりここで気を緩めたことによって、感染症数も増えてくる。私たち、私もそうですけれども、医療従事者としては、自分が一番最初に感染して、そこから広げてはいけないというところから、本当に毎日毎日どこにも出かけられず、ストレスがたまってというようなスタッフが本当にたくさんいるというのを分かっています。そういった意味でも、メンタル面とかを気をつけていかなければいけないところだと思いますけれども、皆様方も是非そういった頑張っている医療従事者、福祉従事者、そういう方もいるということをご理解いただきながら、日々感染防止に努めていただければというふうに思っています。

それでは、早速一般質問に入らせていただきたいと思います。まず、1番目です。新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染防止に向けた具体的対策についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染状況については、国内でも第3波と言われる感染が再び広がってきています。群馬県でもこの状況を踏まえ、11月16日、8都道府県への移動は特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にと、群馬県知事が県の方針として発表されました。収束にはまだまだ時間がかかる状況だと思っておりますけれども、感染防止対策について町の具体的な対策をお伺いいたします。

1番、新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染防止対策に向けて、町としての取組はどのように行っているのか、伺います。

2番目、新しい生活様式を国、県では実践例として作成をしておりますけれども、町としてその実践例等に向けた取組をどのように行っているのか、お伺いいたします。

3番、インフルエンザ予防接種は、感染リスクの高い高齢者等、高齢者または基礎疾患がある方、そういった方に公費負担という形で今年は無料で接種という状況がありますけれども、乳幼児、小中学生、あと医療、福祉従事者といった感染リスクのさらに高い方に対しての負担、支援などの対策は行わないのか、伺います。

2番目です。同性パートナーシップ制度の導入についてになります。昨年9月の一般質問でも同性パートナーシップについて一般質問をさせていただきましたけれども、そのときには町としても制度については検討、研究をしっかりとっていくということでご回答をいただきました。11月4日には、群馬県が同性パートナーシップ制度導入方針であるということが発表されました。現在町の取組状況について、その辺をお伺いいたします。

1 番、町として制度導入に向け、検討、研究をした内容、状況、9月から約1年たっていますので、その状況についてお伺いをいたします。

2 番目です。県で制度導入方針が出されたことに伴い、町での制度導入についての考えについてお伺いをいたします。

3 番目です。地域福祉コーディネーター、CSW、コミュニティソーシャルワーカーの役割についてお伺いをいたします。現在健康福祉課に地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーが配置をされておりますが、業務内容、役割についてお伺いをいたします。

1 番です。一般的にコミュニティソーシャルワーカーは、行政というところではなくて、社会福祉協議会等の民間の団体に配置されていることというのが多いのですけれども、行政に配置した意図、考え方についてお伺いをいたします。

2 番目です。現在います地域福祉コーディネーターにつきましては、任用職員ということで配置をされていますけれども、今後福祉専門職の正規職員とする考えはあるか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染防止対策に向けた町としての取組につきましては、現在全国的に新型コロナウイルス感染症の再拡大が見受けられ、新型コロナウイルス感染症等、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される中、冬場の対策としまして、まず感染リスクが特に高まる場面として、飲食を伴う親睦会等や大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活及び居場所の切り替わりなど5つの場面に基に、これからクリスマス、忘年会、お正月など、人が集まって年末や年始を過ごす季節に当たり、再度感染防止の意識を持っていただけるよう必要な情報を繰り返し町民に対して、町ホームページや広報、メルたまなどで情報発信、注意喚起を行っていきたいと思います。

それとともに、発熱等の気になる症状が出た場合は、直接病院へ行かず、まずはかかりつけ医等に電話で相談し、必要に応じて県が指定する医療機関で診療や検査を受けるという方式も周知していきたいと考えております。

次に、新しい生活様式の実践に向けた取組ですが、町としては新しい生活様式の確認や実践を踏まえて、12月1日号の広報にも掲載し、一人一人の基本的感染対策と、日常生活の基本的生活様式に分けて、分かりやすくイラスト等を取り入れながら再度町民の皆様に周知し、また児童生徒用には「新しい学校生活様式」と題して、子供たちに分かりやすい文字や絵で基本的な感染予防について再認識してもらえよう、そして安全に学校生活を送れるように各学校に配布し、活用をお願いしたところでございます。

次に、インフルエンザ予防接種の負担支援についてですが、今年の冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等が予防接種法に基づく定期接種対象者となっており、高齢者におけるインフルエンザ予防接種率を向上させ、重症者を減らすことにより、医療体制の負担を軽減することが期待されております。また、全国的に見てインフルエンザ流行も、現在のところ新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をすることで抑えられている状況であり、群馬県内も発症が現在のところ確認されておらず、群馬県感染症発生動向調査情報からも報告を受けておりません。このような状況を受け、今年度は補助対象者を65歳以上の者等とさせていただいた次第です。来年度以降、感染の流行状況、効果などを検証した上、接種補助については検討してまいりたいと思います。

次に、同性パートナーシップ制度の導入についてお答えいたします。まず、同性パートナーシップ制度導入に向け検討、研究した内容及び状況についてご説明いたします。同性パートナーシップ制度は、国内での同性婚が法的に認められていない中、LGBT等性的マイノリティーのカップルを結婚に相当するパートナーと認める制度として、全国の自治体で支援する動きが広がりを見せております。県内では、大泉町に次いで群馬県が導入を発表し、来年4月には安中市でも導入されるということで、今後の他市町村の動向についても注視していきたいと考えております。

しかし、本制度は婚姻制度と同等の法的効力はなく、税制上の優遇措置や相続、親権が認められないなどの法律面での問題や、自治体単独での制度導入では効力が一部の地域に限定されるため、広く平等な制度としていくためには他の自治体や企業との連携、協力が必要になるなど課題も多くございます。また、制度導入には、当事者がカミングアウトできるような地域の環境づくりが大切であり、そういう風土をつくっていくことが必要となります。同性愛等に関する性的指向に対しては、理解が進んできてはいるものの、根強い偏見や差別があり、当事者が家族や友人にも打ち明けられず、苦しんでいる現状があり、こうした当事者の生きづらさを解消していくためにも、町民一人一人が性の多様性を認め合い、尊重し合える、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくことが重要と考えます。

研究の状況としては、本制度は東京都渋谷区及び世田谷区で、平成27年11月5日に導入してから5年が経過、令和2年11月末時点で全国64自治体が制度を導入し、1,301組のカップルに証明書が発行されているとのことでございます。県内では、大泉町が平成31年1月1日より制度を導入し、これまでにカップル1組に証明書が発行されております。傾向としては、大阪市や札幌市、横浜市など都市部での申請が多く、地方の市町村では申請が少ない状況にあります。特に町村では、導入している自治体が大泉町を含め3例しかなく、申請件数では神奈川県の上野原町でも3組、宮崎県木城町ではゼロ組となっております。要因としては、都市部で若者や外国籍の方など性的マイノリティーへの理解が進んでいることが挙げられると推察されます。そのため、制度導入には町民の理解を深めていくことが不可欠と考えられますので、研修会や広報を通じて町民への啓発を進めていくことが必要と考えます。

町の取組としては、平成30年度に玉村町人権対策協議会の会議において「性的マイノリティーと人権」と題した人権啓発ビデオを上映し、人権問題に携わる委員の皆様理解を深めていただいたり、今年の広報2月号では「性の多様性について考える」と題した、性的指向や性自認についての理解を深めるための法務省の記事を掲載したりして、町民への啓発を行っております。人権問題は、情報化や国際化、生活スタイルの多様化が進む社会の中で、いじめや児童、高齢者への虐待、配偶者へのDVなど問題も複雑化しており、性的マイノリティーへの偏見や差別もその1つとなっております。こういった人権問題に対して優先度を見極めながら、本制度導入も含め研究してまいります。

続きまして、県での制度導入方針が出されたことに伴う、町での制度導入の考え方についてお答えいたします。このたび群馬県が、全国の都道府県では3例目となる県内での同性パートナーシップ制度導入の方針を発表し、これは県を挙げて性的マイノリティーに配慮した社会づくりを行っていくという姿勢が示されたものと認識しております。また、世界では、国連で採択されたSDGsの開発目標の1つにジェンダーへの平等が示されており、性の多様性についての理解が広く求められる時代となっております。当町といたしましても、今後の県や他市町村の動向について情報収集に努め、連携、協力を図りながら、自由にパートナーとの生き方を決められる社会の実現に向け、引き続き検討、研究してまいりたいと考えております。

次に、地域福祉コーディネーターの役割についてお答えいたします。平成31年3月に策定いたしました第1期玉村町地域福祉計画に基づき、玉村町では令和2年3月、相談支援包括化推進員、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる専門職を1名、健康福祉課社会福祉係に配置し、どんな方も住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向け、生活困窮者支援に取り組んでおります。資格は、社会福祉士になります。コミュニティソーシャルワーカーは、8050問題に代表される福祉的な複合問題や、制度のはざまにあり、既存の制度では支援の手が入らない方をアウトリーチの手法で見つけ、どんなメンバーでどんな支援ができるのかを調整し、取りまとめをする役割を担います。そのため玉村町においては、個人情報が集まる役場にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、関係各課とも連携し、速やかに支援制度の活用を調整できる、小回りが利く形いたしました。

コミュニティソーシャルワーカーを正規職員とする予定があるかのご質問でございますが、小林議員ご存じのとおり、現在はパートタイムの会計年度任用職員となっております。国家資格である社会福祉士が扱う相談援助の範囲は、高齢者から子供まで、障害者や生活困窮者、独り親家庭や児童虐待などまで幅広く、福祉行政全般に関わるものでありますので、正規職員の採用につきましては町全体の職員採用計画の中で今後検討していきたいと思っております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 第2質問より自席より行わせていただきます。

まず、1番の新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染予防に向けた具体的な対策ということで、本当に今までちょっと落ち着いて、群馬県自体もちょっとこのところ5人から10人、10人から20人とちょっと増えてきていて、昨日急に44人という本当に大量な形、これは多分藤岡市の工事現場のクラスターも影響しているのかもしれないけれども、そういったような状況の中で、さらにやはり私たちの行動自体が気をつけていかなければならないというようなところもあるかと思いません。私たちも気をつけていかなければいけないところもあると思うのですが、やはり町としてどうするのかということ、いつも毎回すみません。このところ、また小林はこれを言っているのかと言われるかもしれないのですが、やはりここが私はキーだとは思っています。先ほど言いましたように、情報発信という部分でいつも言っているホームページ、それからメルたま、あと広報というような形で情報発信をしているというような形だと思うのですが、私としてはちょっと十分なのか、どうなのかなという部分がちょっと不安な部分があるのですが、それは担当課として十分だと思いませんか、健康福祉課長。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） このコロナウイルスやインフルエンザの対策の周知というところだけではなくて、玉村町の町の情報発信といたしましてはなかなか難しいところがございます。

それで、メルたまとホームページと、それからあと広報というところで既存の情報発信元を活用しまして周知していくという方法は、これ以上もないですし、これ以下もないかなと、今のところ考えております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 以上もないし以下もないということは、このまま続けるというような形だと思うのですが、なかなか広報はやっぱり大変だとは思っています。情報ツールがないですし、いろんなところもないと思うのですが、やはりもう少し情報的に県から流れてきたものではなくて、町としてではどういうふうを考えているのか、町として皆さん、町民の方をこういうふうを守っていきますよというメッセージというのは何となく届かない、届いていないような状況もあると思うので、その辺ももう少しちょっと工夫してちょっと取り組んでいただければと、私の中では思っております。

それから、先ほどの町長の答弁の中で、これから冬場の対策としてという形で、いろいろ飲食を伴う親睦会とか、そういったものをちょっと控えていかなければいけないというような状況、5つの場面、いろいろあると思います。答弁の中にはありましたけれども、クリスマスなり忘年会なりお正月と本当にこれから軒並みそういった、今度家族単位のイベントとか、そういったのが多くなってくる。例えば町内の飲食店なんかは、そういったところをためて、多分メディアでもいろいろ言われていて、

これから書き入れどきなのに、何でこんなに増えてしまったのだろうみたいなどころもありますし、そこを私としてはサポートしてかなければいけない部分。本来で言えば、例えば町内の飲食業もここから一番と言っていいほど書き入れどきの中でこれだけ増えてきている。それで、玉村町も昨日2名出ってしまったというような状況もあるのですけれども、こういった状況の中で前はちょっとデリバリーとかがいろいろお話に出てきたと思うのですけれども、今後これから年末年始に向けて、書き入れどきの飲食業の方を支援する方法というのは何か町として考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

飲食店が、また再び苦境に陥っているというような話もちょうと伺っております。そこで、今年の春頃か初夏ですか、かけて、テイクアウト&デリバリーの周知をさせていただいております。その辺をまた再び復活させて、周知をしていこうかということはちょっと議論をしていたところでございます。まだ実際にそれをやるかというところまでは決まっておられません。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 前回出していただいたときには、玄関にもPRを出していただいていたということで、そこにチラシがあって、それを町民の方がチラシを持ってとか、そういった形とか、あとはSNSへの、多分玉村町の地域おこし協力隊の方がすぐに拡散をさせていただいて、またそれを町民の方が拡散をさせていただくというような形で、リツイートしていろいろな形でつながってきたというところもあると思うのです。本当にこれから書き入れどきだと思うのです、本来。この忘年会とか。でも、もういろいろな事業所としても、個人としても、お店で飲むとか、そういったような機会というのがほぼ、ほぼない状況の中で、本当に皆さん生活がかかって、多分飲食業の方、それ以外の方もそうだと思うのですけれども、やられておる方を何とか町としてもサポートしてあげるところ、それがいわゆる経済対策にもなると思いますし、その方々の思いというのもすごく酌めるところです。ですから、もう一度考えるということではなくて、玄関にそういった形の配置をして、できれば私としては進めていただきたいなというふうに思っております。

あとは、発熱等の症状が出た場合は、これはもう規定の流れに沿ってやるしかないと思うのですけれども、やはり皆さん、例えば玉村町で感染が出たという形になると、その段階ではぴりぴりはしていますし、玉村町の方でも伊勢崎市とか、本当にこのところ多く発生をしている中で、動くというのもやっぱりちょっときついような状況も出てきていますので、私としてはいつも町長がメッセージをメルタまで送っていただくというような状況があるのですけれども、私としてはもう少し住民に対して、町としてはこういう形で守るよという方針、私何度も方針を出してくれ、方針を出してくれと言ってはいるのですけれども、そういったものを今出す。方針というのは、多分その時期、時期で

変わってもいいと思うのです。ただ、今の段階で皆さんをこういう形で町が守る、しっかりとサポートしてきますよという形のメッセージというのを出すというのも1つの考えではないのかなというふうには思うのですが、町長いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） もちろんこの1週間、2週間で急激な感染拡大状況になったということもあり、それで現実に医学的見地、私たち持ち合わせていないのだけれども、しかしもう感染者が結構近くにまで及んでいるという。私の友人も感染して回復しました。もう一人はまだ入院していますけれども。そういう人の話なんかも聞いて、ちょっと切実だなと思っていますので、どんな形でその切実さを訴えられるメッセージができるかどうかも含めて、やはり近々そういうものやっ払いこうと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 本当にそういった形で、例えば感染をしまして、陽性から陰性になった方も、体調が戻らないという方もいらっしゃるのです。戻らないこととともに、やっぱり精神的なダメージというのがすごく大きくて、なかなか職場に戻れないとか、そういったような部分もあると思いますので、しっかりそういった部分を町として明示をするというのは私絶対必要だと思いますし、そこは町長、何とかお願いをしたいと思います。

それと、2番目、新しい生活様式の件なのですけれども、これから12月1日で広報にも掲載したりとか、あと多分民生文教常任委員会の中でもお話があって、学校の中で学生、児童生徒たちにもちゃんと新しい生活様式というのを理解してもらう。でも、多分あの紙1枚見せられても、何のことだろうというので分からないというのがあると思うので、ではそれはもう少し分かりやすくしてということで、ここに書いてありますように、絵を取り入れてとか、いろんな形で分かりやすくということというのはやっていただけるということで、ありがたいと思うのですけれども、子供たちに配りながらということと、あと12月1日にも広報にも載るということであると思うので、これたしか新しい生活様式が国等から出てきたのは8月でしたか、課長。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えします。

新しい生活様式につきましていつからというのが、ちょっとすみません。すぐに分からないのですけれども、生活様式につきまして大分メディア等も、あと新聞等もですか、出てきまして、時間がたっていると思います。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 何が言いたいかという、ここにタイムラグがあるのではないかという話なのです。だから、そのとき出たときに、町としてこれは大切だということになっていけば、もう少し早い段階での生活様式の広報ができたのではないのかなというふうには思っています。広報といってもなかなかこの実践例を見せていただくと、字がいっぱい書いてあってどうなのだろうというところもあると思いますし、そういったところをもう少し早めにやっていただいたほうがよかったのではないのかなというふうにちょっと思いました。

この中で基本的な感染対策、あと基本的な生活様式という中にいろいろな項目が入っていますけれども、手洗いというのが一番やっぱり基本であると思います。手洗い1つとっても、手を洗ってくださりだけではなくて、やはり手洗いにもいろいろな方法があると思うのですが、健康福祉課長にお伺いするのですが、ふだん手洗いをするときどういう手順で手洗いをしているか、教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 手洗いの件なのですけれども、石けんを取りまして、手のひらで洗うと。あと、爪を洗う。あと、指の間を洗う。それから、親指を洗う。手首を洗うと。全体的に多分きらきら星2回というので、20秒ぐらい洗うということをお聞きしております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） いろいろな文献にいろいろ書いてあるのです。新しい生活様式の中には、多分手洗いは30秒洗って、しっかりと丁寧に洗うしか書いていないのですけれども、いろいろな文献からいくと、一番効果的に手洗いをしてちゃんと菌が抜けるのは、ハンドソープで10秒もみ洗いをしますと。流水で15秒洗い流すを2セットやるというのが、一番菌としてはなくなる。そうすることで、例えば今消毒液なんかで手が荒れたりとか、そういった大変部分もあるのですけれども、それだけ洗えばほぼ、ほぼ菌が減るというような状況にはなっています。その後手が荒れるのは、手の保湿とかがなくなるので、ハンドクリームをつけたりとか、そういった部分が必要にはなってくると思うのです。ですから、手洗い1つをとっても、手を洗ってくださりだけではなくて、そういったものについても例えば生活様式の中に、手洗いはこうですと、こういうふうにやってくださいねというところも分かりやすく書いていただく。1つ1つ、すみません、細かいようであれなのですけれども、そういった部分を1つ1つ絵とかで示されることによって、特に子供たちはこの手順でやるのだというのを学校でやる。それをご家庭でやる。それで、ご家庭でやると、皆さんがご家族としても、こういうふうの手洗いをするのだというのが分かれば、それが本当に広く広まっていくことだと思います。ですから、さっき言った広報活動なんかが一番大変だというのは、やっぱりそういったところから伝えていくというのも1つあると思うので、ちょっとお考えいただければと思います。すみませ

ん。手洗いの余分なことを言ってしまって申し訳なかったのですけれども。

次、3番です。インフルエンザの予防接種です。高齢者等への公費負担ということで、私が挙げさせていただいたのは乳幼児、小中学生、あと医療福祉従事者です。そういった形の感染リスクの高い方に対しての負担支援というような形になると思いますけれども、今高齢者の予防接種をやっているのですけれども、今予防接種の接種率を教えてくださいませんか。それで、併せて肺炎球菌ワクチンもあると思うのですけれども、その辺のもし接種率が分かったら教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

肺炎球菌のほうにつきましては、ちょっと今手持ち資料がないのですけれども、インフルエンザにつきましては高齢者のところなのですけれども、出だしが早くて、もう既に4分の3ぐらいの請求書が来ているということなので、大体そのぐらいが接種されていると思います。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） やっぱり今こういう時期ですし、こういう状況ですので、接種率が高くなっていくところがあると思います。

あとは、高齢者だけではなくて、一般の方の接種率というのをこれから上げていかななくてはならない。ただ、今ちょっといろいろなメディアを見せていただくと、インフルエンザのワクチンを打つてもかかるのでしょみたいな話があるのですけれども、どっちかという、その予防接種が何なのか分かっていないで接種している方が多いのかなというところなのですけれども。確かに予防接種をすれば、症状が軽く済むかもしれませんけれども、そこは気をつけていかなければならないというところなんかもちょっと分かっているのかなという部分があるので、そういった部分の周知をしていただくとともに、あとなぜその乳幼児とか小中学生とか、そういった方々の接種を負担、ちょっと支援をしてもらえないかというような話を出したかという、たしかインフルエンザの予防接種については、生後6か月から12歳までは2回接種というような形になっています。今予防接種の料金がたしか4,000円前後にはなると思うのです。お子様が3人いると、1回1万2,000円飛んで、2回目でもう一回1万2,000円飛んでいくのです。こうなると、やっぱり負担的には大変だということなところもありますし、そういったところから接種率をしっかりと上げていくということとともに、あと小中学生もそうですし、あと医療福祉従事者もそうだと思うのですけれども、そこで1つ、感染の拡大、それから自分たちがもし感染した場合の軽減されるという部分も含めて、私としてはその負担支援を何とかできないかというような形をお願いさせていただいているのですけれども、今回の答弁の回答の中では、今の時期ではなくて、来年以降でさらに検討するという形になっているのです。だから、また検討すると、皆さんもご存じのとおり、検討すると1年、2年、また長引いて、結局こ

れがやられなくなってしまう可能性というのがあると思うので、この時期だから、こういう状況だからということも踏まえて、もう一度いろんな形で再考していただきたいというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか、課長。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

確かに今新しい生活様式というのが皆さん実践していただいている状況もございまして、インフルエンザのほう是全国的にもはやっていない状況がございます。あと、お話をいただいた時期が、所管事務調査のときにもご提案があったのですけれども、11月というところで、インフルエンザの予防接種自体が、12月中に接種しないと効果のほうあまり見られないというところもございまして、今シーズンにつきましては考えることがなかなか難しいという状況がございます。それで、来年度に向けて、町長の答弁にもありましたけれども、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえまして考えていきたいと思っております。

新型コロナウイルスのワクチンのところでございますが、もう既に国のほうから連絡が来ておりますので、こちらのところの状況というのも見合わせまして、インフルエンザも必要かどうかということも考えていきたいかと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 早急なご検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、あとインフルエンザの予防接種、あとはコロナもそうなのですけれども、たしか前回の質問のときに福祉事業者へメンタルヘルスの調査を行ったというので言われていまして、そのとき調査結果を見てという形で、いろいろ町として情報を得たというような状況になると思うのですけれども、このときは福祉従事者だけだったと思うのですけれども、定期的なサポートとか、そこから事業所を回ったりとかしているかどうかということと、医療機関についても例えば感染予防の物品とか、そういったものの提供というのをしていると聞いているのですけれども、それ以外の町の支援は何かされていますか、課長。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

その後、ちょっと福祉事業所等には回ってはいませんが、一応こんな情報がございましてよということで、玉村地区地域包括ケアネットワーク会議というところで、小林議員のほうもご参加されているとは思いますが、必要な情報につきましてはそちらの代表者の方にいろいろご連絡はさせていただいております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ご連絡いただいて、みんな事業所には回していますけれども、こういった形、例えば事業所の今の現状はどうかという部分は、できれば回ってとか、お電話してとか、そういった形で把握をしていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

時間もございませんので、2番、同性パートナーシップ制度の導入についてお話をお伺いしたいと思います。町長の答弁にもありましたけれども、いろいろなところ、群馬県内におきましては大泉町、それから安中市、それで今日の新聞には渋川市が今度導入というような形、年内導入というような形で進めるといような流れになってきていると。町村部でいくと今3つしかない。でも、群馬県も3番目で今度手を挙げたといような状況があると思います。町長が先ほど違う方の答弁で、優しい町、暮らしを大切にしていこう町というのを考えるとすると、いわゆる性的少数者だけでは、今回は性的少数者の話になりますけれども、それ以外の少数者です。そういった方々のサポートをしっかり町として暮らしやすい、玉村町に住んでよかったと思えるような環境をつくっていくというのが、1つ大切なところなのではないのかなと思います。

たしか平成28年の第2回の定例会のときに、石川町長がまだ議員さんだった頃です。その頃、トランスジェンダーについて取上げをしていただいて、そのときにお話があったのが、対応できるような行政窓口の整備、町長が必要ではないかと考える状況がいずれ来ると。だから、その体制をつくるような形でという形でお話をそのときしていたという情報がありまして、私もそのとおりでなとは思いますが、それを踏まえて、今度議員の立場から町長という立場になって、石川町長が今どうお考えなのか、ちょっとお伺いできればと思います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 多様性と一言で言ってしまうと簡単なのだけれども、自分の性に違和感を持つということというのはなかなか周りの人には言えないです。それで意外に7人に1人でしたか、結構な比率でそういった違和感を持っている人がたくさんいるという、これもデータとしてあるわけです。あるとき伊勢崎市でその講演会へ行きました。私が通常付き合っている人間とは全然違う人が半分ぐらいいまして、明らかに姿は女性なのだけれども、いわゆるニッカボッカというのか、作業着を着ていて、そういう人だとか、何か全然違う世界の日常、私が付き合っている中とは違う人がたくさん来ていたと。それで、スマホか何かでいくと、この地域にはそういうLGBT的な人がこのぐらいいるというデータがある、取れるのもあるらしいです。それで大事なものは、やはり行政が全部それをはじくことではなく、見て見ぬふりをするのではなく、やはりインクルーシブというか、抱え込むこと、それで相談をすることが大事なのだということを知っていますので、私も意外に早くそういう状況を群馬県がつくったなとは思っているのですけれども、そういった意味でまず職員がLGBTQ

ですか、に対する勉強を我々もその認識をまず深めた上での窓口対策なんかをしていく必要はあるかと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 確かにそうなのです。スタッフの方、職員の方がそこを理解して、先ほど住民全体にというのは、全体はなかなか難しいかもしれませんので、いわゆる行政の窓口を整備するというところを考えるとすると、やっぱり皆さん職員の方がLGBTQ+、そういった方々のことを理解するという、理解者、支援するというので私もいつもバッジつけているのですけれども、アライといった形でしっかりと皆さんに対して、私たちはちゃんと聞くよと、皆怖がらないで相談をしてよという形で、いつもその気持ちで動かさせていただいています。ですから、まずその体制を町でつくるとのこと、研修ですね。そういったのをやはり研修ができればそんなにかからないで、さっとできると思うのです。今ズームでもできますし、いろんなリモートでもできるような状況もありますし、たしかハレルワの間々田さんも、もし何かあるのであれば協力はしますという形では言ってくれていますので、ぜひまずは町の職員の中での勉強会というのですか、研修会を早急に開いていただくとともに、そこから町の人に対してどういうふうにしていくかというところ、それとそこから制度導入に向け、ではどういう形で町として取り組んでいったらいいのだろうという部分を、そろそろ道筋を立てていただければというふうに思っています。

実際に新型コロナウイルスになって、やっぱりLGBTの方が一番困ったのが命の危機という部分です。自分たちが結局もしかかってしまった場合に、自分たちの個人情報流さなければいけないというところの不安。もしパートナーが入院してしまった場合に、ではどうしたらいいのだろうという不安というのがすごくあるというので、調査結果の中でも聞かせていただいています。そういった方々でも、本当に玉村町の中で安心して生活ができるという部分を保障できるのであれば、できるだけ早目にそういった方々に対する支援をできる。私たちはそういった方々にもみんな、性的少数者だけではなくて、私たちは皆さん本当に温かく迎え、優しい町として機能していくのだよというところをPRするというか、そういった形をちゃんと町民に受け出す。そうすることで、やっぱり人口的なものというところにももしかしたらプラスになるというような状況もあるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひその辺については前向きに、いつも研究というところとずっと終わってしまうので、たしか前回企画課長に言ったら、検討が研究に変わってしまったようなところもあるものですから、できればしっかりと次回のご回答を楽しみに、また次回させていただければと思いますので、お願いいたします。

3番目です。地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーの役割ということで、コミュニティソーシャルワーカー、たしか私が議員になった頃、前町長に地域福祉計画の策定をしてほしいという形をお願いをして、地域福祉計画が平成31年に策定をされ、それで今回健康福祉課の

中に地域福祉コーディネーター、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーの配置をいただいたというような形です。いわゆる行政の中に配置するというのがなかなかなくて、ほかのところは民間の団体とかも、主には社会福祉協議会で多分設置しているところが多いのですけれども、行政にいるということでケースによってはいろいろな個人情報もありますし、そういった状況の中で個人情報を扱う立場でいけば、町にいたほうがとてもよろしいかなという部分もありますし、やはり今町内で起きているいろいろな状況というのが複合問題です。例えば8050ですとか、本当にいろいろな形で見えていない部分にアウトリーチをかけていくというのは本当に大切だと思いますし、そういった部分でこの立場、お仕事というのは大切だと思うのですけれども、3月に配置されてからどのくらいのケースを担当したか。そのケースを担当している中で、こういうケースが多かったというようなところのケース事例をちょっと教えていただければと思います、健康福祉課長。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

まずは、コミュニティソーシャルワーカーの件を取り上げていただきまして、どうもありがとうございます。今後この施策につきましてはもう少し流れを乗せていきまして、今後重層的支援体制整備という事業がございますので、こちらに向けて頑張っていきたいかと思っております。

それで、すみません。今年の3月から10月まで、一応8か月間の実績でございますが、まず高齢者のところ、こちらが22件となっております。それから、次に多いのが障害者のところ、こちらが16件となっております。そのほかにいろいろ精神とかの手帳等を持っていなくて、いろいろ本当のお困り事というところで14件となっております。ほかは、介護保険や子育て等も合わせまして全部で61件となっております。意外と件数としては、ローラー作戦等を行っていないにもかかわらず、お困り事の相談が多いというのが実際でございます。

どんな例が多いかということでございますが、町長の答弁にもありましたけれども、8050問題に近い9060だったり、7040だったり、お父さんとかお母さんがもう年老いてきて、子供がひきこもり等で仕事をしていないとか、もしくは精神状態が危ういとかというようなケースが多かったと思われまます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 私も実際ソーシャルワーカーさんとお話をしたり、あと包括支援センターの相談員ともいろいろお話をさせていただいている中で、やはり今回配置していただいたコミュニティソーシャルワーカーさんが、元職は病院のメディカルソーシャルワーカー、MSWだったということもあって、病院、医療関係とのつながりというのもすごくあって、すごくスムーズにいろいろな連携が取れたということで、包括のスタッフからは本当に喜びの声というか、そういった形で相談を受け

られるというので、連携もスムーズに取れた。あとは、役場にいることで、役場内の例えば子供でしたらば子ども育成課、あとは保健センターもそうですし、学校関係であれば学校教育課とも連携にはなると思うのですけれども、そういった連携が取りやすいというようなところというのがすごく多く聞かれました。ケースについても、先ほど課長がおっしゃったように、例えば旦那さんがDVの相談を受けたのだけれども、奥さんがちょっと精神疾患ばいとか、いろいろなケースがすごく多くある中で、現在のコミュニティソーシャルワーカーさんのお仕事というのが、課長が言われましたように、すごく件数的には多くなっていると。多くなっているということは、それだけ今まで潜在していたものが出てきたということだとは思っています。ただ、それはまだ氷山の一角であって、まだこれからいろいろな状況が出てくるとは思うのです。多分コミュニティソーシャルワーカーの職務としては社会福祉士というのがメインだと思うので、トータルな福祉、いわゆる子供から高齢者までというような形になると思うのですけれども、そういった複合問題がこれからさらに増えてくるという想定の中で、答弁の中で行く行くは正規職員として採用、配置というような形があると思うのですが、私としてはこれだけの実績があれば、行く行くではなくて、もうそろそろしっかりと正規の配置をしていただきたいというふうに思うとともに、先ほど問題がいろいろありますから、問題の中で例えばほかの福祉専門職ですね。例えば今健康福祉課の中の高齢政策係の中に理学療法士が1人いるということ、それによっていろいろな健康体操なり、いろんな形での調整が取りやすくなっている。それから、今回社会福祉士が入ったことで、いろいろな困難ケースとか複合ケースについても対応している。ここにほかにも例えば福祉専門職でいくと、精神保健福祉士とか臨床心理士とか、いろいろな形での専門職というのがたくさんいらっしゃると思うのですけれども、今後です。問題ケース、いろいろなケースが出てくると思うのですけれども、そういったところの配置というのを、例えばPSW、精神保健福祉士、臨床心理士といった職員というのを今配置するという考えがあるかないか、課長、教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 質問にお答えいたします。

取り急ぎ申し訳ないのですけれども、社会福祉士のほうを配備しまして、社会のお困り事を解決すべく日々頑張るというところで配置したわけなのですが、まず例えばその辺のほかの精神保健福祉士だとか、いろいろな福祉関係の職員さんというところで配備したいのもやまやまなのですけれども、まず絶対数が少ないので、公募したところでなかなか来ないという実情もございます。それなので、今後どのくらいまた件数が増えるかとかによって、その辺の配備につきましても検討する余地もあるかとは思いますが、まず東京とかですと大分充実して、行政にも配置されているような状況がありますけれども、なかなかこの辺ではその辺の福祉専門職員の方を見つけるということがまず困難というところで、なかなか配備につながらないような状況というのはございます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 確かに配置は結構大変だとは思いますが、ですから玉村町として今配置していただいている社会福祉士は、本当に言葉的に言えばラッキーというか、いろいろな人脈も持っていますので、そういった意味でいけば本当によかったのではないのかなというところを私としては逃したくないというところはちょっとあるのです。だから、ほかの例えば精神保健福祉士や臨床心理士等の配置というのは、本当にこれはベストな状態で、そういうような状態になれば本当にいいのでしょうけれども、それを少し兼ねられるような社会福祉士、今の方がしっかりやっていただけないかなというふうにも思いますし、町としても福祉相談窓口というのを社会福祉法人に設置をしていたりとか、先日ちょっと福祉の相談所というところでいろんな事業所にまた協力をしてもらおうというところ、そういったところのコーディネートというのもコミュニティソーシャルワーカーさんにやっていただくというところで、その辺も機能しているというのは私も伺っていますし、あと私も以前入っていたのですが、スマイル玉村です。第1層の協議体とか第2層の協議体とか、そういったところにはこのコミュニティソーシャルワーカーというのは関わらないのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

協議体のところにつきましては、第1層協議体、ちょっと第2層が出ているかどうか分かりませんが、第1層協議体のところにつきましては毎回出席していただいて、状況等を把握していただいています。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 最近このスマイル玉村の活動状況が見えないのですけれども。前は広報に載ったりとかはしていたのですけれども。すみません。機能的に何かしているのでしょうか、課長。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

一応月1回の会議を行いまして、いろいろ問題があるので、どっちかという今第2層協議体のほうの状況を見据えつつ、第1層協議体でいろいろ課題を検討している状況はあります。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ほかの地域でいくと、第2層からつくって第1層ができたりとか、その流れが違うのですけれども、玉村町は結構県内でも早目に第1層をつくって、いろんな形で多分町内の社

会資源の開発とか、そういったものまではしてきたはずなのです。それが、何か途中であれという、何かだんだん、だんだん消えてきたというのは失礼ですけれども、何かちょっと活動が見えなくなってきたというところもあるので、そういった部分もこのコミュニティソーシャルワーカーさんに少し入っていただいて、社会資源の活用とか、そういったのも本当にできる方だと思いますので、いろいろな形で皆さんと交流、アドバイスをしながら、その辺を進めていただければというふうに思います。

そうしていきませんと、今本当にその複合の問題というのもいろいろありますし、新型コロナウイルス、いわゆるこの状況下で本当にひきこもりになってしまっているとか、そういったケースは本当に多く発生しているのが現状でございます。そういった部分も踏まえて、もう一度ちょっとお伺いしたいのですが、町長に。今正規専門職としての配置ではないのですけれども、前例として理学療法士が正規職員、多分この方も流れるにはそういうような状況にはなっていると思うのですけれども、今現状として、私この方本当に大切だと思いますし、これからも町内でいろいろ活動してもらいたいと思うのですけれども、正規職員としてできるだけ早めその辺の対応をお願いしたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今小林議員の話は一応お伺いしました。

確かにコロナ禍で、非常に私たちが見えないところでひきこもり、それで貧困、様々なことが起きているらしいです。それは新聞に事故とか事件という形で出たときはもう遅いので、そういう意味においてアウトリーチで減らしていただけるということは非常にありがたいことだと思っておりますので、ここで正規職員云々ということにはなりませんけれども、話は一応お伺いしました。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 前向きに検討いただけるということのお返事だと私の中では取らせていただきたいと思いますけれども、町長も議員時代から例えばごみ屋敷とか、そういったところを本当に取り上げていただいていたというところもあって、やっぱりそういったところもしっかりと、こちらから出向かないと分からない。それで、こちらから出向いてもなかなかクローズなところがあって入れないというような現状もあるので、そこを会話なり、コミュニケーションを取りながら、ではどういう形でそこを解決していくか。ですから、そこをコミュニティソーシャルワーカー1人ではなくて、地域包括なり、いろいろな相談機関とともに連携をし、対応していくということが大切ではないかなというふうに思っていますし、私はそういった形で配置をしていただいたというのがとてもうれしく思いますし、配置したことによって相談業務なり、いろいろな形で件数が伸びているというのは、それだけの今まで潜在があって、それがうまく表に出てきたのかなというふうに感じておるところで

ございます。

今回いろんな形で、コロナもそうですし、パートナーシップ制度もそうですし、地域福祉コーディネーターもそうなのですけれども、やはりコロナ禍でいろいろな問題が起きている。そういった中で、それぞれの少数な困っている方というのをうまく一人一人サポートをしていくことで、玉村町が住みやすい、やっぱりここで暮らしたいと思えるような町に町長が、誰かのお話にもありましたけれども、石川町長のカラーを出していただいて、いろんな形でこの町の対応について取り組んでいただければと切にお願いをしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（三友美恵子君） 議事の都合により、明日12月4日金曜日から12月8日火曜日までの5日間は、休会といたします。

なお、12月9日水曜日は午後2時30分から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後0時30分散会